

平成18年3月15日

電波法施行規則の一部を改正する省令案について  
(平成18年1月11日 諮問第1号)

[ 電波暗室等及び生体の内部の小規模無線局の無線局免許不要化に伴う制度整備 ]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、恩田係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(根本課長補佐、金子係長)

電話：03 - 5253 - 5908

# 電波法施行規則の一部を改正する省令案について

## ～電波暗室等及び生体の内部の小規模無線局の無線局免許不要化～

### 1 改正の背景

電波の利用は、国民生活や社会経済活動において益々重要な役割を担うようになっており、利便性の高い新たな電波利用システムが迅速に導入されることが求められている。新たな電波利用システムの研究開発に当たっては、電波暗室等のシールドされた試験設備内において無線設備の試験等を行うことがあるが、この場合、試験設備の外部における電界強度は通常は非常に低くなることから、無線局としての免許手続を簡素化することが求められている。

また、無線通信技術及び医療技術の発達により、生体の内部でのみ電波を発射する医療用の無線設備が開発されているが、この場合、生体の外部においては、電界強度が非常に低くなることもあり、無線局としての免許手続の簡素化が求められている。

発射する電波が著しく微弱な無線局については、電波法第4条第1号に基づき、電波法施行規則第6条第1項第1号に規定する電界強度の許容値を満足する場合に、無線局の免許が不要とされている。

今般の省令案は、シールドされた試験設備内又は生体内においてのみ使用される無線設備であって、試験設備又は生体の外部における電界強度が微弱無線局の許容値以下となるものについて、無線局の免許を不要とするために必要な規定の整備を行うものである。

### 2 改正の概要

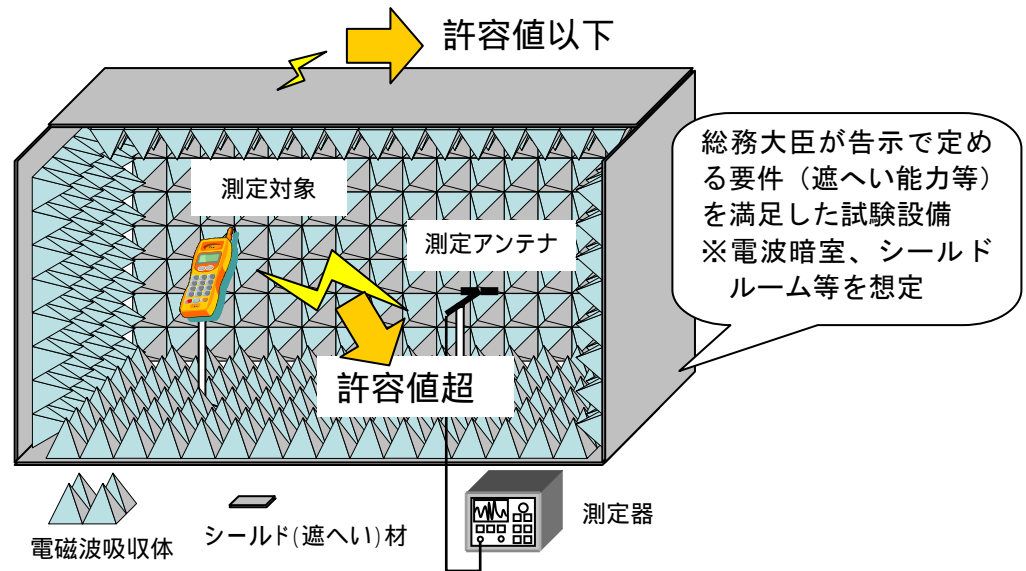
- ・総務大臣が告示で定める試験設備内においてのみ使用される無線設備について、当該試験設備の外部であって当該無線設備から3メートルの距離における電界強度が微弱無線局の許容値を満足する場合に、無線局の免許を不要とすること。
- ・人の生体内でのみ使用される無線設備について、生体の外部であって当該無線設備から3メートルの距離における電界強度が微弱無線局の許容値を満足する場合に、無線局の免許を不要とすること。

なお、電界強度の測定方法については、別途告示において規定する。

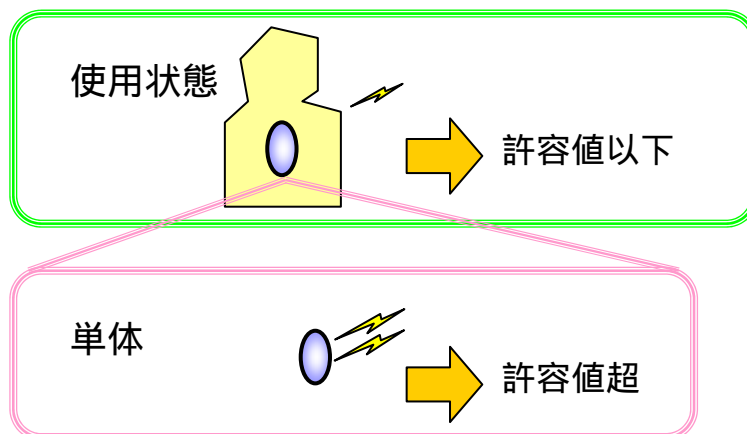
### 3 施行期日

平成18年3月を予定

(1)シールドされた試験設備内においてのみ使用される無線設備



(2)生体内においてのみ使用される無線設備



平成18年3月15日

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の  
技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について  
(平成18年3月15日 諮問第3号)

[ K a帯V S A Tシステムの導入、インマルサットFシステムの高度化及び  
インマルサットEシステムの廃止に伴う制度整備 ]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、恩田係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

[ K a帯V S A Tシステムの導入について ]

総務省総合通信基盤局基幹通信課

(星課長補佐、工藤係長)

電話：03 - 5253 - 5887

[ インマルサットFシステムの高度化及びインマルサットEシステムの廃止 ]

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(河野課長補佐、廣江係長)

電話：03 - 5253 - 5816

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

## 1 諮問の概要

### (1) K a 帯 V S A T システムの導入

広帯域の K a 帯（アップリンク 30GHz 帯、ダウンリンク 20GHz 帯）を利用する V S A T（Very Small Aperture Terminal）システムは、ブロードバンドサービスに適するとともに、設備の小型化が可能であり、広帯域の映像・データ伝送（H D T V による S N G 等）、大容量コンテンツ配信（番組素材伝送等）、条件不利地域のブロードバンドインターネットサービス等衛星通信のブロードバンド化に対する今後のニーズに低廉なコストで応えるものとして、その普及が期待されている。

このようなニーズに応えるため、K a 帯 V S A T システムの技術的条件について、情報通信審議会に平成 17 年 10 月 12 日諮問し、同審議会から平成 18 年 1 月 23 日に当該技術的条件について答申を頂いたところである。

答申された技術的条件に適合する K a 帯 V S A T システムの地球局について、技術基準を定め、包括免許の対象とし、無線従事者の選任を不要とすること等により、利用者の利便性を高め普及を促進するため、今般所要の省令改正を行おうとするものである。（参考 1、参考 2）

#### 《改正内容》

特定無線局の対象とする無線局及び特定無線局の無線設備の規格に K a 帯 V S A T 地球局を追加（電波法施行規則）

申請手続を簡略化できる対象無線局に K a 帯 V S A T 地球局を追加（無線局免許手続規則）

情報通信審議会の答申を踏まえ、K a 帯 V S A T 地球局の無線設備の技術基準を規定（無線設備規則）

技術基準適合証明等を受けられる特定無線設備として K a 帯 V S A T 地球局の無線設備を追加、当該設備の試験項目の追加等（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則）

### (2) インマルサット F システム（船舶地球局）の無線設備の高度化

インマルサット F システムは、平成 14 年に日本でサービスが開始された、

船舶において、最大 64kbps の伝送速度で、インターネット等のデータ通信を可能とするシステムであるが、近年の高速かつ大容量のデータ通信に対するニーズを踏まえ、最大 128kbps と高速化したシステムを導入することができるよう関係規定の整備を行うものである。(参考3)

《改正内容》

- ・インマルサットFシステムの無線設備の技術基準に最大 128kbps の伝送速度で通信を行う場合の技術基準を規定(無線設備規則)

### (3) インマルサットEシステムの廃止

インマルサットEシステム(インマルサット衛星を利用した衛星非常用位置指示無線標識)は、平成5年にサービスが開始された、船舶遭難時に電波を自動的に発射し位置情報を伝達する捜査救助用通信システムである。本システムは普及が進まなかったため、平成16年12月に開催された国際海事機関(IMO: International Maritime Organization)の海上安全委員会(MSC)の第79回会合において、平成18年12月1日のサービス停止が承認され、インマルサット社はサービスを終了することとしており、それに対応して関連規定を削除するものである。

(注:我が国では、捜査救助用通信システムとしてコスパス/サーサットシステムが普及しており、インマルサットEシステムは1件も導入されていない。)

《改正内容》

- ・インマルサットEシステムの無線設備の技術基準等を削除(電波法施行規則・無線設備規則)

## 2 施行時期

### (1) Ka帯VSATシステムの導入

- ・平成18年7月施行予定

### (2) インマルサットFシステムの高度化

- ・平成18年6月施行予定(公布の日から施行)

### (3) インマルサットEシステムの廃止

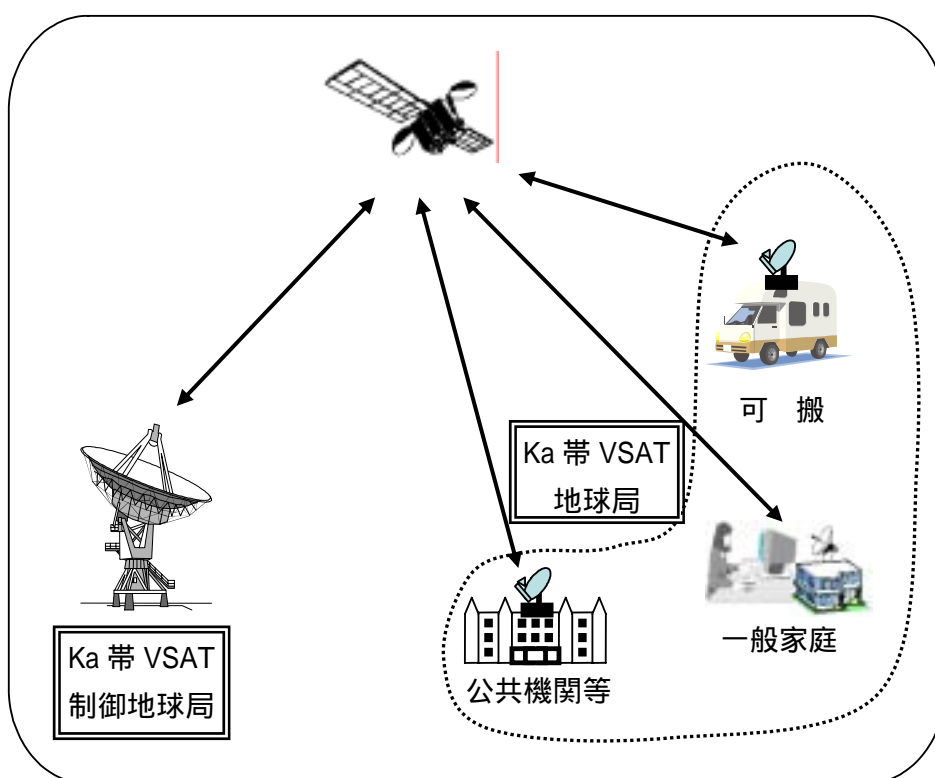
- ・平成18年12月1日施行

**Ka 帯 VSAT システムとは**

アップリンク 30GHz 帯、ダウンリンク 20GHz 帯の周波数を使用し通信を行う固定衛星通信システム

システム内の回線を監視又は制御する地球局(「Ka 帯 VSAT 制御地球局」という。)と、これに制御される多数の超小型アンテナの地球局(「Ka 帯 VSAT 地球局」という。)から構成

Ka 帯 VSAT システムのイメージ



**【Ka 帯 VSAT の特長】**

- ・ ブロードバンドサービスが可能
- ・ 設備の小型化が可能

**【技術基準策定で期待される効果】**

- ・ 包括免許の対象(無線局免許申請手続の簡素化)
- ・ 無線従事者の選任の不要化

**【想定されるアプリケーション例】**

- ・ HDTV - SNG 等
- ・ 超高速インターネットアクセス
- ・ 防災用 IP メッシュ型ネットワーク

(参考2)

情報通信審議会から答申された Ka 帯 VSAT システムに係る技術的条件の概要

送信周波数及び受信周波数	(衛星から地球へ) 18.72-19.22GHz 及び 19.7-20.2GHz (地球から衛星へ) 28.45-29.1GHz 及び 29.46-30GHz
送信空中線の最小仰角	3°
等価等方輻射電力の許容値	仰角( ) 0 度以下: 64dBW/1MHz 0 度を超過 5 度以下: (64 + 3 )dBW/1MHz
周波数の許容偏差	100ppm
変調方式	周波数変調、位相変調又は振幅位相変調とし、必要に応じスペクトル拡散等の2次変調方式も利用
占有周波数帯幅の許容値	占有周波数帯幅の許容値を一律に定めない
スプリアス発射及び不要発射の強度の許容値	無線設備規則別表第三号の規定及び同号の40の規定に基づく告示(総務省告示第1228号)の規定を適用
空中線特性及び空中線電力の許容値	軸外輻射電力の許容値を規定し、空中線特性及び空中線電力の許容値を規定しない
空中線電力の許容偏差	上限: 50% 下限: 50%
送信空中線利得(絶対利得)	56dBi 以下
交差偏差識別度	メインビームの - 1dB 等高輪郭において、20dB 以上
受信設備から副次的に発する電波等の限度	4nW 以下 (受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合の電力)
軸外輻射電力の許容値	ITU - R 勧告 S. 524 - 8に準拠
自動停波機能	送信装置の発振回路に故障が生じた場合に直ちに自ら停波する機能を有すること
インターロック機能	VSAT 制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り送信を行うことができる機能を有すること
筐体構造	送受信機の筐体が容易に開けられないような構造であること



# インマルサットシステム（端末）系統図



平成18年3月15日

財団法人自治体衛星通信機構所属特定無線局の包括免許について  
(平成18年3月15日 諮問第4号)

[ 特定無線局 ( V S A T地球局 ) の包括免許の付与 ]

( 連絡先 )

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

( 三井課長補佐、恩田係長 )

電話 : 03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹通信課

( 星課長補佐、工藤係長 )

電話 : 03 - 5253 - 5887

## 第一世代グループの周波数

42K0	G1C	14.002075GHz	から	14.037925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	2W	
		G1D	14.022075GHz	から	14.057925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
		G1E	14.023075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔		4555 波
			14.023075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔		2155 波
			14.042075GHz	から	14.077925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.062075GHz	から	14.097925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.082075GHz	から	14.117925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.083075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔		2155 波
			14.102075GHz	から	14.137925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.122075GHz	から	14.157925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.162075GHz	から	14.197925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.202075GHz	から	14.237925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.222075GHz	から	14.257925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.224575GHz	から	14.251425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
			14.239575GHz	から	14.266425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
			14.242075GHz	から	14.277925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.254575GHz	から	14.281425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
			14.262075GHz	から	14.297925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.269575GHz	から	14.296425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
			14.282075GHz	から	14.317925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.284575GHz	から	14.311425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
			14.299575GHz	から	14.326425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
			14.302075GHz	から	14.337925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.314575GHz	から	14.341425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
			14.322075GHz	から	14.357925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.329575GHz	から	14.356425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
			14.342075GHz	から	14.377925GHz	まで	25kHz間隔		1435 波
			14.344575GHz	から	14.371425GHz	まで	25kHz間隔		1075 波
		14.359575GHz	から	14.386425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波		
		14.362075GHz	から	14.397925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波		
		14.374575GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	1015 波		
		14.382075GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	715 波		
		14.389575GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	415 波		
76K8	G1D	14.0021GHz	から	14.0379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	1W	
		14.0221GHz	から	14.0579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.0231GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	4553 波		
		14.0231GHz	から	14.0769GHz	まで	25kHz間隔	2153 波		
		14.0421GHz	から	14.0779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.0621GHz	から	14.0979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.0821GHz	から	14.1179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.0831GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	2153 波		
		14.1021GHz	から	14.1379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.1221GHz	から	14.1579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.1421GHz	から	14.1779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.1621GHz	から	14.1979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.1821GHz	から	14.2179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.2021GHz	から	14.2379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.2221GHz	から	14.2579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.2246GHz	から	14.2514GHz	まで	25kHz間隔	1073 波		
		14.2396GHz	から	14.2664GHz	まで	25kHz間隔	1073 波		
		14.2421GHz	から	14.2779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.2546GHz	から	14.2814GHz	まで	25kHz間隔	1073 波		
		14.2621GHz	から	14.2979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.2696GHz	から	14.2964GHz	まで	25kHz間隔	1073 波		
		14.2821GHz	から	14.3179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		
		14.2846GHz	から	14.3114GHz	まで	25kHz間隔	1073 波		
		14.2996GHz	から	14.3264GHz	まで	25kHz間隔	1073 波		
		14.3021GHz	から	14.3379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波		

14.3146GHz	から	14.3414GHz	まで	25kHz間隔	1073 波
14.3221GHz	から	14.3579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波
14.3296GHz	から	14.3564GHz	まで	25kHz間隔	1073 波
14.3421GHz	から	14.3779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波
14.3446GHz	から	14.3714GHz	まで	25kHz間隔	1073 波
14.3596GHz	から	14.3864GHz	まで	25kHz間隔	1073 波
14.3621GHz	から	14.3979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波
14.3746GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	1013 波
14.3821GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	713 波
14.3896GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	413 波

## 第二世代グループの周波数

2M69	G7W	14.0034GHz	から	14.0366GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	8.5W
		14.0234GHz	から	14.0566GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.0244GHz	から	14.1356GHz	まで	25kHz間隔	4449	波	
		14.0244GHz	から	14.0756GHz	まで	25kHz間隔	2049	波	
		14.0434GHz	から	14.0766GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.0634GHz	から	14.0966GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.0834GHz	から	14.1166GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.0844GHz	から	14.1356GHz	まで	25kHz間隔	2049	波	
		14.1034GHz	から	14.1366GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.1234GHz	から	14.1566GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.1434GHz	から	14.1766GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.1634GHz	から	14.1966GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.1834GHz	から	14.2166GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.2034GHz	から	14.2366GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.2234GHz	から	14.2566GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.2259GHz	から	14.2501GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
		14.2409GHz	から	14.2651GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
		14.2434GHz	から	14.2766GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.2559GHz	から	14.2801GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
		14.2634GHz	から	14.2966GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.2709GHz	から	14.2951GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
		14.2834GHz	から	14.3166GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.2859GHz	から	14.3101GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
		14.3009GHz	から	14.3251GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
		14.3034GHz	から	14.3366GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.3159GHz	から	14.3401GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
		14.3234GHz	から	14.3566GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.3309GHz	から	14.3551GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
		14.3434GHz	から	14.3766GHz	まで	25kHz間隔	1329	波	
		14.3459GHz	から	14.3701GHz	まで	25kHz間隔	969	波	
14.3609GHz	から	14.3851GHz	まで	25kHz間隔	969	波			
14.3634GHz	から	14.3966GHz	まで	25kHz間隔	1329	波			
14.3759GHz	から	14.3986GHz	まで	25kHz間隔	909	波			
14.3834GHz	から	14.3986GHz	まで	25kHz間隔	609	波			
14.3909GHz	から	14.3986GHz	まで	25kHz間隔	309	波			
2M02	G7W	14.003075GHz	から	14.036925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	8.5W
		14.023075GHz	から	14.056925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.024075GHz	から	14.135925GHz	まで	25kHz間隔	4475	波	
		14.024075GHz	から	14.075925GHz	まで	25kHz間隔	2075	波	
		14.043075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.063075GHz	から	14.096925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.083075GHz	から	14.116925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.084075GHz	から	14.135925GHz	まで	25kHz間隔	2075	波	
		14.103075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.123075GHz	から	14.156925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.143075GHz	から	14.176925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.163075GHz	から	14.196925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.183075GHz	から	14.216925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.203075GHz	から	14.236925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.223075GHz	から	14.256925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.225575GHz	から	14.250425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.240575GHz	から	14.265425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.243075GHz	から	14.276925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.255575GHz	から	14.280425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.263075GHz	から	14.296925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.270575GHz	から	14.295425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.283075GHz	から	14.316925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.285575GHz	から	14.310425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	

		14.300575GHz	から	14.325425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.303075GHz	から	14.336925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.315575GHz	から	14.340425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.323075GHz	から	14.356925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.330575GHz	から	14.355425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.343075GHz	から	14.376925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.345575GHz	から	14.370425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.360575GHz	から	14.385425GHz	まで	25kHz間隔	995	波	
		14.363075GHz	から	14.396925GHz	まで	25kHz間隔	1355	波	
		14.375575GHz	から	14.398925GHz	まで	25kHz間隔	935	波	
		14.383075GHz	から	14.398925GHz	まで	25kHz間隔	635	波	
		14.390575GHz	から	14.398925GHz	まで	25kHz間隔	335	波	
1M35	G7W	14.00275GHz	から	14.03725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	8.5W
		14.02275GHz	から	14.05725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.02375GHz	から	14.13625GHz	まで	25kHz間隔	4501	波	
		14.02375GHz	から	14.07625GHz	まで	25kHz間隔	2101	波	
		14.04275GHz	から	14.07725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.06275GHz	から	14.09725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.08275GHz	から	14.11725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.08375GHz	から	14.13625GHz	まで	25kHz間隔	2101	波	
		14.10275GHz	から	14.13725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.12275GHz	から	14.15725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.14275GHz	から	14.17725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.16275GHz	から	14.19725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.18275GHz	から	14.21725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.20275GHz	から	14.23725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.22275GHz	から	14.25725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.22525GHz	から	14.25075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.24025GHz	から	14.26575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.24275GHz	から	14.27725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.25525GHz	から	14.28075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.26275GHz	から	14.29725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.27025GHz	から	14.29575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.28275GHz	から	14.31725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.28525GHz	から	14.31075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.30025GHz	から	14.32575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.30275GHz	から	14.33725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.31525GHz	から	14.34075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.32275GHz	から	14.35725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.33025GHz	から	14.35575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.34275GHz	から	14.37725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.34525GHz	から	14.37075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.36025GHz	から	14.38575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.36275GHz	から	14.39725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.37525GHz	から	14.39925GHz	まで	25kHz間隔	961	波	
		14.38275GHz	から	14.39925GHz	まで	25kHz間隔	661	波	
		14.39025GHz	から	14.39925GHz	まで	25kHz間隔	361	波	
1M03	G7W	14.002575GHz	から	14.037425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	2.6W
		14.022575GHz	から	14.057425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.023575GHz	から	14.136425GHz	まで	25kHz間隔	4515	波	
		14.023575GHz	から	14.076425GHz	まで	25kHz間隔	2115	波	
		14.042575GHz	から	14.077425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.062575GHz	から	14.097425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.082575GHz	から	14.117425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.083575GHz	から	14.136425GHz	まで	25kHz間隔	2115	波	
		14.102575GHz	から	14.137425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.122575GHz	から	14.157425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.142575GHz	から	14.177425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.162575GHz	から	14.197425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.182575GHz	から	14.217425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	







		14.3424GHz	から	14.3776GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.3449GHz	から	14.3711GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.3599GHz	から	14.3861GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.3624GHz	から	14.3976GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.3749GHz	から	14.3996GHz	まで	25kHz間隔	989 波	
		14.3824GHz	から	14.3996GHz	まで	25kHz間隔	689 波	
		14.3899GHz	から	14.3996GHz	まで	25kHz間隔	389 波	
513K	G7W	14.002325GHz	から	14.037675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	4.47W
		14.022325GHz	から	14.057675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.023325GHz	から	14.136675GHz	まで	25kHz間隔	4535 波	
		14.023325GHz	から	14.076675GHz	まで	25kHz間隔	2135 波	
		14.042325GHz	から	14.077675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.062325GHz	から	14.097675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.082325GHz	から	14.117675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.083325GHz	から	14.136675GHz	まで	25kHz間隔	2135 波	
		14.102325GHz	から	14.137675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.122325GHz	から	14.157675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.142325GHz	から	14.177675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.162325GHz	から	14.197675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.182325GHz	から	14.217675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.202325GHz	から	14.237675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.222325GHz	から	14.257675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.224825GHz	から	14.251175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.239825GHz	から	14.266175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.242325GHz	から	14.277675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.254825GHz	から	14.281175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.262325GHz	から	14.297675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.269825GHz	から	14.296175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.282325GHz	から	14.317675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.284825GHz	から	14.311175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.299825GHz	から	14.326175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.302325GHz	から	14.337675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.314825GHz	から	14.341175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.322325GHz	から	14.357675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.329825GHz	から	14.356175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.342325GHz	から	14.377675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.344825GHz	から	14.371175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.359825GHz	から	14.386175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.362325GHz	から	14.397675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.374825GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	995 波	
		14.382325GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	695 波	
		14.389825GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	395 波	
504K	G7W	14.002325GHz	から	14.037675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	8.5W
		14.022325GHz	から	14.057675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.023325GHz	から	14.136675GHz	まで	25kHz間隔	4535 波	
		14.023325GHz	から	14.076675GHz	まで	25kHz間隔	2135 波	
		14.042325GHz	から	14.077675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.062325GHz	から	14.097675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.082325GHz	から	14.117675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.083325GHz	から	14.136675GHz	まで	25kHz間隔	2135 波	
		14.102325GHz	から	14.137675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.122325GHz	から	14.157675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.142325GHz	から	14.177675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.162325GHz	から	14.197675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.182325GHz	から	14.217675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.202325GHz	から	14.237675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.222325GHz	から	14.257675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.224825GHz	から	14.251175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.239825GHz	から	14.266175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.242325GHz	から	14.277675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	

		14.254825GHz	から	14.281175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.262325GHz	から	14.297675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.269825GHz	から	14.296175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.282325GHz	から	14.317675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.284825GHz	から	14.311175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.299825GHz	から	14.326175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.302325GHz	から	14.337675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.314825GHz	から	14.341175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.322325GHz	から	14.357675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.329825GHz	から	14.356175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.342325GHz	から	14.377675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.344825GHz	から	14.371175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.359825GHz	から	14.386175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.362325GHz	から	14.397675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.374825GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	995 波	
		14.382325GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	695 波	
		14.389825GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	395 波	
342K	G7W	14.002225GHz	から	14.037775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	3W
		14.022225GHz	から	14.057775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.023225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	4543 波	
		14.023225GHz	から	14.076775GHz	まで	25kHz間隔	2143 波	
		14.042225GHz	から	14.077775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.062225GHz	から	14.097775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.082225GHz	から	14.117775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.083225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	2143 波	
		14.102225GHz	から	14.137775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.122225GHz	から	14.157775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.142225GHz	から	14.177775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.162225GHz	から	14.197775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.182225GHz	から	14.217775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.202225GHz	から	14.237775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.222225GHz	から	14.257775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.224725GHz	から	14.251275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.239725GHz	から	14.266275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.242225GHz	から	14.277775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.254725GHz	から	14.281275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.262225GHz	から	14.297775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.269725GHz	から	14.296275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.282225GHz	から	14.317775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.284725GHz	から	14.311275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.299725GHz	から	14.326275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.302225GHz	から	14.337775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.314725GHz	から	14.341275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.322225GHz	から	14.357775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.329725GHz	から	14.356275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.342225GHz	から	14.377775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.344725GHz	から	14.371275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.359725GHz	から	14.386275GHz	まで	25kHz間隔	1063 波	
		14.362225GHz	から	14.397775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.374725GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	1003 波	
		14.382225GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	703 波	
		14.389725GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	403 波	
336K	G7W	14.002225GHz	から	14.037775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	8.5W
		14.022225GHz	から	14.057775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.023225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	4543 波	
		14.023225GHz	から	14.076775GHz	まで	25kHz間隔	2143 波	
		14.042225GHz	から	14.077775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.062225GHz	から	14.097775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.082225GHz	から	14.117775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	
		14.083225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	2143 波	

		14.102225GHz	から	14.137775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.122225GHz	から	14.157775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.142225GHz	から	14.177775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.162225GHz	から	14.197775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.182225GHz	から	14.217775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.202225GHz	から	14.237775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.222225GHz	から	14.257775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.224725GHz	から	14.251275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.239725GHz	から	14.266275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.242225GHz	から	14.277775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.254725GHz	から	14.281275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.262225GHz	から	14.297775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.269725GHz	から	14.296275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.282225GHz	から	14.317775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.284725GHz	から	14.311275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.299725GHz	から	14.326275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.302225GHz	から	14.337775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.314725GHz	から	14.341275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.322225GHz	から	14.357775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.329725GHz	から	14.356275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.342225GHz	から	14.377775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.344725GHz	から	14.371275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.359725GHz	から	14.386275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.362225GHz	から	14.397775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.374725GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	1003	波	
		14.382225GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	703	波	
		14.389725GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	403	波	
171K	G7W	14.00215GHz	から	14.03785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	1.5W
		14.02215GHz	から	14.05785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.02315GHz	から	14.13685GHz	まで	25kHz間隔	4549	波	
		14.02315GHz	から	14.07685GHz	まで	25kHz間隔	2149	波	
		14.04215GHz	から	14.07785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.06215GHz	から	14.09785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.08215GHz	から	14.11785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.08315GHz	から	14.13685GHz	まで	25kHz間隔	2149	波	
		14.10215GHz	から	14.13785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.12215GHz	から	14.15785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.14215GHz	から	14.17785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.16215GHz	から	14.19785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.18215GHz	から	14.21785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.20215GHz	から	14.23785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.22215GHz	から	14.25785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.22465GHz	から	14.25135GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.23965GHz	から	14.26635GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.24215GHz	から	14.27785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.25465GHz	から	14.28135GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.26215GHz	から	14.29785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.26965GHz	から	14.29635GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.28215GHz	から	14.31785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.28465GHz	から	14.31135GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.29965GHz	から	14.32635GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.30215GHz	から	14.33785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.31465GHz	から	14.34135GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.32215GHz	から	14.35785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.32965GHz	から	14.35635GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.34215GHz	から	14.37785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.34465GHz	から	14.37135GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.35965GHz	から	14.38635GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.36215GHz	から	14.39785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.37465GHz	から	14.39985GHz	まで	25kHz間隔	1009	波	

		14.38215GHz	から	14.39985GHz	まで	25kHz間隔	709 波	
		14.38965GHz	から	14.39985GHz	まで	25kHz間隔	409 波	
168K	G7W	14.00215GHz	から	14.03785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	8.5W
		14.02215GHz	から	14.05785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.02315GHz	から	14.13685GHz	まで	25kHz間隔	4549 波	
		14.02315GHz	から	14.07685GHz	まで	25kHz間隔	2149 波	
		14.04215GHz	から	14.07785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.06215GHz	から	14.09785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.08215GHz	から	14.11785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.08315GHz	から	14.13685GHz	まで	25kHz間隔	2149 波	
		14.10215GHz	から	14.13785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.12215GHz	から	14.15785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.14215GHz	から	14.17785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.16215GHz	から	14.19785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.18215GHz	から	14.21785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.20215GHz	から	14.23785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.22215GHz	から	14.25785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.22465GHz	から	14.25135GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.23965GHz	から	14.26635GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.24215GHz	から	14.27785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.25465GHz	から	14.28135GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.26215GHz	から	14.29785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.26965GHz	から	14.29635GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.28215GHz	から	14.31785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.28465GHz	から	14.31135GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.29965GHz	から	14.32635GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.30215GHz	から	14.33785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.31465GHz	から	14.34135GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.32215GHz	から	14.35785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.32965GHz	から	14.35635GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.34215GHz	から	14.37785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.34465GHz	から	14.37135GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.35965GHz	から	14.38635GHz	まで	25kHz間隔	1069 波	
		14.36215GHz	から	14.39785GHz	まで	25kHz間隔	1429 波	
		14.37465GHz	から	14.39985GHz	まで	25kHz間隔	1009 波	
		14.38215GHz	から	14.39985GHz	まで	25kHz間隔	709 波	
		14.38965GHz	から	14.39985GHz	まで	25kHz間隔	409 波	
85K4	G7W	14.0021GHz	から	14.0379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	0.75W
		14.0221GHz	から	14.0579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.0231GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	4553 波	
		14.0231GHz	から	14.0769GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.0421GHz	から	14.0779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.0621GHz	から	14.0979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.0821GHz	から	14.1179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.0831GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.1021GHz	から	14.1379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1221GHz	から	14.1579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1421GHz	から	14.1779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1621GHz	から	14.1979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1821GHz	から	14.2179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2021GHz	から	14.2379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2221GHz	から	14.2579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2246GHz	から	14.2514GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2396GHz	から	14.2664GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2421GHz	から	14.2779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2546GHz	から	14.2814GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2621GHz	から	14.2979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2696GHz	から	14.2964GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2821GHz	から	14.3179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2846GHz	から	14.3114GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	

		14.2996GHz	から	14.3264GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3021GHz	から	14.3379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.3146GHz	から	14.3414GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3221GHz	から	14.3579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.3296GHz	から	14.3564GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3421GHz	から	14.3779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.3446GHz	から	14.3714GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3596GHz	から	14.3864GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3621GHz	から	14.3979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.3746GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	1013 波	
		14.3821GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	713 波	
		14.3896GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	413 波	
84K0	G7W	14.0021GHz	から	14.0379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	4.3W
		14.0221GHz	から	14.0579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.0231GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	4553 波	
		14.0231GHz	から	14.0769GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.0421GHz	から	14.0779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.0621GHz	から	14.0979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.0821GHz	から	14.1179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.0831GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.1021GHz	から	14.1379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1221GHz	から	14.1579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1421GHz	から	14.1779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1621GHz	から	14.1979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1821GHz	から	14.2179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2021GHz	から	14.2379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2221GHz	から	14.2579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2246GHz	から	14.2514GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2396GHz	から	14.2664GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2421GHz	から	14.2779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2546GHz	から	14.2814GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2621GHz	から	14.2979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2696GHz	から	14.2964GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2821GHz	から	14.3179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2846GHz	から	14.3114GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2996GHz	から	14.3264GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3021GHz	から	14.3379GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.3146GHz	から	14.3414GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3221GHz	から	14.3579GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.3296GHz	から	14.3564GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3421GHz	から	14.3779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.3446GHz	から	14.3714GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3596GHz	から	14.3864GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3621GHz	から	14.3979GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.3746GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	1013 波	
		14.3821GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	713 波	
		14.3896GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	413 波	
42K7	G7W	14.002075GHz	から	14.037925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	0.37W
		14.022075GHz	から	14.057925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.023075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	4555 波	
		14.023075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.042075GHz	から	14.077925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.062075GHz	から	14.097925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.082075GHz	から	14.117925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.083075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.102075GHz	から	14.137925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.122075GHz	から	14.157925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.162075GHz	から	14.197925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	



## 世代混合グループ周波数

1M35	G7W	14.00275GHz	から	14.03725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	3.8W
		14.04275GHz	から	14.07725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.08275GHz	から	14.11725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.12275GHz	から	14.15725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.16275GHz	から	14.19725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.20275GHz	から	14.23725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.24275GHz	から	14.27725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.28275GHz	から	14.31725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.32275GHz	から	14.35725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.36275GHz	から	14.39725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.02275GHz	から	14.05725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.06275GHz	から	14.09725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.10275GHz	から	14.13725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.14275GHz	から	14.17725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.18275GHz	から	14.21725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.22275GHz	から	14.25725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.26275GHz	から	14.29725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.30275GHz	から	14.33725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.34275GHz	から	14.37725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.38275GHz	から	14.39925GHz	まで	25kHz間隔	661	波	
1M24	G7W	14.002675GHz	から	14.037325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	15W
		14.042675GHz	から	14.077325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.082675GHz	から	14.117325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.122675GHz	から	14.157325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.162675GHz	から	14.197325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.202675GHz	から	14.237325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.242675GHz	から	14.277325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.282675GHz	から	14.317325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.322675GHz	から	14.357325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.362675GHz	から	14.397325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.022675GHz	から	14.057325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.062675GHz	から	14.097325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.102675GHz	から	14.137325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.142675GHz	から	14.177325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.182675GHz	から	14.217325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.222675GHz	から	14.257325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.262675GHz	から	14.297325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.302675GHz	から	14.337325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.342675GHz	から	14.377325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.382675GHz	から	14.399325GHz	まで	25kHz間隔	667	波	
1M01	G7W	14.002575GHz	から	14.037425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	2.88W
		14.042575GHz	から	14.077425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.082575GHz	から	14.117425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.122575GHz	から	14.157425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.162575GHz	から	14.197425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.202575GHz	から	14.237425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.242575GHz	から	14.277425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.282575GHz	から	14.317425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.322575GHz	から	14.357425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.362575GHz	から	14.397425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.022575GHz	から	14.057425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.062575GHz	から	14.097425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.102575GHz	から	14.137425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.142575GHz	から	14.177425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.182575GHz	から	14.217425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.222575GHz	から	14.257425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.262575GHz	から	14.297425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.302575GHz	から	14.337425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.342575GHz	から	14.377425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.382575GHz	から	14.399425GHz	まで	25kHz間隔	675	波	

672K	G7W	14.0024GHz	から	14.0376GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	13W
		14.0424GHz	から	14.0776GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.0824GHz	から	14.1176GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.1224GHz	から	14.1576GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.1624GHz	から	14.1976GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.2024GHz	から	14.2376GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.2424GHz	から	14.2776GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.2824GHz	から	14.3176GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.3224GHz	から	14.3576GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.3624GHz	から	14.3976GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.0224GHz	から	14.0576GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.0624GHz	から	14.0976GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.1024GHz	から	14.1376GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.1424GHz	から	14.1776GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.1824GHz	から	14.2176GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.2224GHz	から	14.2576GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.2624GHz	から	14.2976GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.3024GHz	から	14.3376GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.3424GHz	から	14.3776GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.3824GHz	から	14.3996GHz	まで	25kHz間隔	689 波	
504K	G7W	14.002325GHz	から	14.037675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	10W
		14.042325GHz	から	14.077675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.082325GHz	から	14.117675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.122325GHz	から	14.157675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.162325GHz	から	14.197675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.202325GHz	から	14.237675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.242325GHz	から	14.277675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.282325GHz	から	14.317675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.322325GHz	から	14.357675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.362325GHz	から	14.397675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.022325GHz	から	14.057675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.062325GHz	から	14.097675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.102325GHz	から	14.137675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.142325GHz	から	14.177675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.182325GHz	から	14.217675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.222325GHz	から	14.257675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.262325GHz	から	14.297675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.302325GHz	から	14.337675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.342325GHz	から	14.377675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.382325GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	695 波	
461K	G7W	14.0023GHz	から	14.0377GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	12.1W
		14.0423GHz	から	14.0777GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.0823GHz	から	14.1177GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.1223GHz	から	14.1577GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.1623GHz	から	14.1977GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.2023GHz	から	14.2377GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.2423GHz	から	14.2777GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.2823GHz	から	14.3177GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.3223GHz	から	14.3577GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.3623GHz	から	14.3977GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.0223GHz	から	14.0577GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.0623GHz	から	14.0977GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.1023GHz	から	14.1377GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.1423GHz	から	14.1777GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.1823GHz	から	14.2177GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.2223GHz	から	14.2577GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.2623GHz	から	14.2977GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.3023GHz	から	14.3377GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.3423GHz	から	14.3777GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.3823GHz	から	14.3997GHz	まで	25kHz間隔	697 波	
336K	G7W	14.002225GHz	から	14.037775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	6.7W
		14.042225GHz	から	14.077775GHz	まで	25kHz間隔	1423 波	











		14.022075GHz	から	14.057925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.062075GHz	から	14.097925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.102075GHz	から	14.137925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.222075GHz	から	14.257925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.262075GHz	から	14.297925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.302075GHz	から	14.337925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.342075GHz	から	14.377925GHz	まで	25kHz間隔	1435	波	
		14.382075GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	715	波	
1M35	G7W	14.02375GHz	から	14.13625GHz	まで	25kHz間隔	4501	波	3.8W
		14.02375GHz	から	14.07625GHz	まで	25kHz間隔	2101	波	
		14.08375GHz	から	14.13625GHz	まで	25kHz間隔	2101	波	
		14.14275GHz	から	14.17725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.18275GHz	から	14.21725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.24025GHz	から	14.26575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.27025GHz	から	14.29575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.30025GHz	から	14.32575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.33025GHz	から	14.35575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.36025GHz	から	14.38575GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.39025GHz	から	14.39925GHz	まで	25kHz間隔	361	波	
		14.02375GHz	から	14.07625GHz	まで	25kHz間隔	2101	波	
		14.08375GHz	から	14.13625GHz	まで	25kHz間隔	2101	波	
		14.14275GHz	から	14.17725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.18275GHz	から	14.21725GHz	まで	25kHz間隔	1381	波	
		14.22525GHz	から	14.25075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.25525GHz	から	14.28075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.28525GHz	から	14.31075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.31525GHz	から	14.34075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.34525GHz	から	14.37075GHz	まで	25kHz間隔	1021	波	
		14.37525GHz	から	14.39925GHz	まで	25kHz間隔	961	波	
1M24	G7W	14.023675GHz	から	14.136325GHz	まで	25kHz間隔	4507	波	15W
		14.023675GHz	から	14.076325GHz	まで	25kHz間隔	2107	波	
		14.083675GHz	から	14.136325GHz	まで	25kHz間隔	2107	波	
		14.142675GHz	から	14.177325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.182675GHz	から	14.217325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.240175GHz	から	14.265825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.270175GHz	から	14.295825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.300175GHz	から	14.325825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.330175GHz	から	14.355825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.360175GHz	から	14.385825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.390175GHz	から	14.399325GHz	まで	25kHz間隔	367	波	
		14.023675GHz	から	14.076325GHz	まで	25kHz間隔	2107	波	
		14.083675GHz	から	14.136325GHz	まで	25kHz間隔	2107	波	
		14.142675GHz	から	14.177325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.182675GHz	から	14.217325GHz	まで	25kHz間隔	1387	波	
		14.225175GHz	から	14.250825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.255175GHz	から	14.280825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.285175GHz	から	14.310825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.315175GHz	から	14.340825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.345175GHz	から	14.370825GHz	まで	25kHz間隔	1027	波	
		14.375175GHz	から	14.399325GHz	まで	25kHz間隔	967	波	
1M01	G7W	14.023575GHz	から	14.136425GHz	まで	25kHz間隔	4515	波	2.88W
		14.023575GHz	から	14.076425GHz	まで	25kHz間隔	2115	波	
		14.083575GHz	から	14.136425GHz	まで	25kHz間隔	2115	波	
		14.142575GHz	から	14.177425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.182575GHz	から	14.217425GHz	まで	25kHz間隔	1395	波	
		14.240075GHz	から	14.265925GHz	まで	25kHz間隔	1035	波	
		14.270075GHz	から	14.295925GHz	まで	25kHz間隔	1035	波	
		14.300075GHz	から	14.325925GHz	まで	25kHz間隔	1035	波	
		14.330075GHz	から	14.355925GHz	まで	25kHz間隔	1035	波	
		14.360075GHz	から	14.385925GHz	まで	25kHz間隔	1035	波	

		14.390075GHz	から	14.399425GHz	まで	25kHz間隔	375 波	
		14.023575GHz	から	14.076425GHz	まで	25kHz間隔	2115 波	
		14.083575GHz	から	14.136425GHz	まで	25kHz間隔	2115 波	
		14.142575GHz	から	14.177425GHz	まで	25kHz間隔	1395 波	
		14.182575GHz	から	14.217425GHz	まで	25kHz間隔	1395 波	
		14.225075GHz	から	14.250925GHz	まで	25kHz間隔	1035 波	
		14.255075GHz	から	14.280925GHz	まで	25kHz間隔	1035 波	
		14.285075GHz	から	14.310925GHz	まで	25kHz間隔	1035 波	
		14.315075GHz	から	14.340925GHz	まで	25kHz間隔	1035 波	
		14.345075GHz	から	14.370925GHz	まで	25kHz間隔	1035 波	
		14.375075GHz	から	14.399425GHz	まで	25kHz間隔	975 波	
672K	G7W	14.0234GHz	から	14.1366GHz	まで	25kHz間隔	4529 波	13W
		14.0234GHz	から	14.0766GHz	まで	25kHz間隔	2129 波	
		14.0834GHz	から	14.1366GHz	まで	25kHz間隔	2129 波	
		14.1424GHz	から	14.1776GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.1824GHz	から	14.2176GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.2399GHz	から	14.2661GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.2699GHz	から	14.2961GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.2999GHz	から	14.3261GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.3299GHz	から	14.3561GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.3599GHz	から	14.3861GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.3899GHz	から	14.3996GHz	まで	25kHz間隔	389 波	
		14.0234GHz	から	14.0766GHz	まで	25kHz間隔	2129 波	
		14.0834GHz	から	14.1366GHz	まで	25kHz間隔	2129 波	
		14.1424GHz	から	14.1776GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.1824GHz	から	14.2176GHz	まで	25kHz間隔	1409 波	
		14.2249GHz	から	14.2511GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.2549GHz	から	14.2811GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.2849GHz	から	14.3111GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.3149GHz	から	14.3411GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.3449GHz	から	14.3711GHz	まで	25kHz間隔	1049 波	
		14.3749GHz	から	14.3996GHz	まで	25kHz間隔	989 波	
504K	G7W	14.023325GHz	から	14.136675GHz	まで	25kHz間隔	4535 波	10W
		14.023325GHz	から	14.076675GHz	まで	25kHz間隔	2135 波	
		14.083325GHz	から	14.136675GHz	まで	25kHz間隔	2135 波	
		14.142325GHz	から	14.177675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.182325GHz	から	14.217675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.239825GHz	から	14.266175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.269825GHz	から	14.296175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.299825GHz	から	14.326175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.329825GHz	から	14.356175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.359825GHz	から	14.386175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.389825GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	395 波	
		14.023325GHz	から	14.076675GHz	まで	25kHz間隔	2135 波	
		14.083325GHz	から	14.136675GHz	まで	25kHz間隔	2135 波	
		14.142325GHz	から	14.177675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.182325GHz	から	14.217675GHz	まで	25kHz間隔	1415 波	
		14.224825GHz	から	14.251175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.254825GHz	から	14.281175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.284825GHz	から	14.311175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.314825GHz	から	14.341175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.344825GHz	から	14.371175GHz	まで	25kHz間隔	1055 波	
		14.374825GHz	から	14.399675GHz	まで	25kHz間隔	995 波	
461K	G7W	14.0233GHz	から	14.1367GHz	まで	25kHz間隔	4537 波	12.1W
		14.0233GHz	から	14.0767GHz	まで	25kHz間隔	2137 波	
		14.0833GHz	から	14.1367GHz	まで	25kHz間隔	2137 波	
		14.1423GHz	から	14.1777GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.1823GHz	から	14.2177GHz	まで	25kHz間隔	1417 波	
		14.2398GHz	から	14.2662GHz	まで	25kHz間隔	1057 波	
		14.2698GHz	から	14.2962GHz	まで	25kHz間隔	1057 波	
		14.2998GHz	から	14.3262GHz	まで	25kHz間隔	1057 波	
		14.3298GHz	から	14.3562GHz	まで	25kHz間隔	1057 波	

		14.3598GHz	から	14.3862GHz	まで	25kHz間隔	1057	波	
		14.3898GHz	から	14.3997GHz	まで	25kHz間隔	397	波	
		14.0233GHz	から	14.0767GHz	まで	25kHz間隔	2137	波	
		14.0833GHz	から	14.1367GHz	まで	25kHz間隔	2137	波	
		14.1423GHz	から	14.1777GHz	まで	25kHz間隔	1417	波	
		14.1823GHz	から	14.2177GHz	まで	25kHz間隔	1417	波	
		14.2248GHz	から	14.2512GHz	まで	25kHz間隔	1057	波	
		14.2548GHz	から	14.2812GHz	まで	25kHz間隔	1057	波	
		14.2848GHz	から	14.3112GHz	まで	25kHz間隔	1057	波	
		14.3148GHz	から	14.3412GHz	まで	25kHz間隔	1057	波	
		14.3448GHz	から	14.3712GHz	まで	25kHz間隔	1057	波	
		14.3748GHz	から	14.3997GHz	まで	25kHz間隔	997	波	
336K	G7W	14.023225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	4543	波	6.7W
		14.023225GHz	から	14.076775GHz	まで	25kHz間隔	2143	波	
		14.083225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	2143	波	
		14.142225GHz	から	14.177775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.182225GHz	から	14.217775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.239725GHz	から	14.266275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.269725GHz	から	14.296275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.299725GHz	から	14.326275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.329725GHz	から	14.356275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.359725GHz	から	14.386275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.389725GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	403	波	
		14.023225GHz	から	14.076775GHz	まで	25kHz間隔	2143	波	
		14.083225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	2143	波	
		14.142225GHz	から	14.177775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.182225GHz	から	14.217775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.224725GHz	から	14.251275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.254725GHz	から	14.281275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.284725GHz	から	14.311275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.314725GHz	から	14.341275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.344725GHz	から	14.371275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.374725GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	1003	波	
336K	G1D	14.023225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	4543	波	1.164W
		14.023225GHz	から	14.076775GHz	まで	25kHz間隔	2143	波	
		14.083225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	2143	波	
		14.142225GHz	から	14.177775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.182225GHz	から	14.217775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.239725GHz	から	14.266275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.269725GHz	から	14.296275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.299725GHz	から	14.326275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.329725GHz	から	14.356275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.359725GHz	から	14.386275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.389725GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	403	波	
		14.023225GHz	から	14.076775GHz	まで	25kHz間隔	2143	波	
		14.083225GHz	から	14.136775GHz	まで	25kHz間隔	2143	波	
		14.142225GHz	から	14.177775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.182225GHz	から	14.217775GHz	まで	25kHz間隔	1423	波	
		14.224725GHz	から	14.251275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.254725GHz	から	14.281275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.284725GHz	から	14.311275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.314725GHz	から	14.341275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.344725GHz	から	14.371275GHz	まで	25kHz間隔	1063	波	
		14.374725GHz	から	14.399775GHz	まで	25kHz間隔	1003	波	
171K	G7W	14.02315GHz	から	14.13685GHz	まで	25kHz間隔	4549	波	0.64W
		14.02315GHz	から	14.07685GHz	まで	25kHz間隔	2149	波	
		14.08315GHz	から	14.13685GHz	まで	25kHz間隔	2149	波	
		14.14215GHz	から	14.17785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.18215GHz	から	14.21785GHz	まで	25kHz間隔	1429	波	
		14.23965GHz	から	14.26635GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.26965GHz	から	14.29635GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	
		14.29965GHz	から	14.32635GHz	まで	25kHz間隔	1069	波	







		14.2696GHz	から	14.2964GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2996GHz	から	14.3264GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3296GHz	から	14.3564GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3596GHz	から	14.3864GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3896GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	413 波	
		14.0231GHz	から	14.0769GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.0831GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.1421GHz	から	14.1779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1821GHz	から	14.2179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2246GHz	から	14.2514GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2546GHz	から	14.2814GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2846GHz	から	14.3114GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3146GHz	から	14.3414GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3446GHz	から	14.3714GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3746GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	1013 波	
76K8	G1D	14.0231GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	4553 波	0.34W
		14.0231GHz	から	14.0769GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.0831GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.1421GHz	から	14.1779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1821GHz	から	14.2179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2396GHz	から	14.2664GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2696GHz	から	14.2964GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3296GHz	から	14.3564GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3596GHz	から	14.3864GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3896GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	413 波	
		14.0231GHz	から	14.0769GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.0831GHz	から	14.1369GHz	まで	25kHz間隔	2153 波	
		14.1421GHz	から	14.1779GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.1821GHz	から	14.2179GHz	まで	25kHz間隔	1433 波	
		14.2246GHz	から	14.2514GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2546GHz	から	14.2814GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.2846GHz	から	14.3114GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3146GHz	から	14.3414GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3446GHz	から	14.3714GHz	まで	25kHz間隔	1073 波	
		14.3746GHz	から	14.3999GHz	まで	25kHz間隔	1013 波	
42K7	G7W	14.023075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	4555 波	0.16W
	G1C	14.023075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
	G1D	14.083075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
	G1E	14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.239575GHz	から	14.266425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.269575GHz	から	14.296425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.299575GHz	から	14.326425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.329575GHz	から	14.356425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.359575GHz	から	14.386425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.389575GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	415 波	
		14.023075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.083075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.224575GHz	から	14.251425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.254575GHz	から	14.281425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.284575GHz	から	14.311425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.314575GHz	から	14.341425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.344575GHz	から	14.371425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.374575GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	1015 波	
42K0	G7W	14.023075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	4555 波	1.06W
		14.023075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.083075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	

		14.239575GHz	から	14.266425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.269575GHz	から	14.296425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.299575GHz	から	14.326425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.329575GHz	から	14.356425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.359575GHz	から	14.386425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.389575GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	415 波	
		14.023075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.083075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.224575GHz	から	14.251425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.254575GHz	から	14.281425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.284575GHz	から	14.311425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.314575GHz	から	14.341425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.344575GHz	から	14.371425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.374575GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	1015 波	
42K0	G1C	14.023075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	4555 波	1.1W
	G1D	14.023075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
	G1E	14.083075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.239575GHz	から	14.266425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.269575GHz	から	14.296425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.299575GHz	から	14.326425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.329575GHz	から	14.356425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.359575GHz	から	14.386425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.389575GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	415 波	
		14.023075GHz	から	14.076925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.083075GHz	から	14.136925GHz	まで	25kHz間隔	2155 波	
		14.142075GHz	から	14.177925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.182075GHz	から	14.217925GHz	まで	25kHz間隔	1435 波	
		14.224575GHz	から	14.251425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.254575GHz	から	14.281425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.284575GHz	から	14.311425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.314575GHz	から	14.341425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.344575GHz	から	14.371425GHz	まで	25kHz間隔	1075 波	
		14.374575GHz	から	14.399925GHz	まで	25kHz間隔	1015 波	

平成18年3月15日

1.7GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定について  
(平成18年3月15日 諮問第5号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、恩田係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(新田課長補佐、中谷係長)

電話：03 - 5253 - 5893

## 1.7GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定について

### 1 概要

1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に関する指針(平成17年8月11日総務省告示第883号)(以下「開設計針」という。)においては、関東、東海、近畿の各総合通信局管内において使用しうる1.7GHz帯東名阪バンドについて、開設計針に定める加入数の基準に従い、各事業者の第三代用移動通信システムの加入数の増加に応じて特定基地局の開設計画の認定の申請を受け付けることとしている(別添1参照)。

同年10月21日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ中央」という。)株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海(以下「ドコモ東海」という。)及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西(以下「ドコモ関西」という。)より開設計針に基づく加入数の基準を満たしたとの通知(19.8MHzの割当てに対し同年9月末時点で約1,677万人を収容)を受けたことに伴い、本年1月27日から2月27日まで開設計画の認定の申請を受け付けたところ、同3社から2月20日に申請があった。同3社はエヌ・ティ・ティ・ドコモグループとしてグループ会社のその他6社とともに連携して事業を行っているため、3社の開設計画を一の開設計画とみなし、関係法令及び当該指針に則って、審査を行った。

### 2 開設計画の概要

申請者	エヌ・ティ・ティ・ドコモグループ	
提供する電気通信役務	音声伝送及びデータ伝送	
採用する方式	W - C D M A方式	
特定基地局の内容	局種	基地局及び陸上移動中継局
	型式	G 7 W
	最大空中線電力	20W
希望する周波数の範囲	1859.9MHzを超え1864.9MHz以下、1864.9MHzを超え1869.9MHz以下、1869.9MHzを超え1874.9MHz以下、又は、1874.9MHzを超え1879.9MHz以下 (特に、1874.9MHzを超え1879.9MHz以下を希望)	
希望する周波数の使用地域	開設計針に定める当該周波数帯の使用可能地域 (関東総合通信局管内、東海総合通信局管内及び近畿総合通信局管内)	
通信の相手方の移動範囲	全国	
認定から5年後の年度(平成22年度)における特定基地局の総数	基地局：3,475局(陸上移動中継局は必要に応じて設置) (うち、関東：2,147局、東海：217局、近畿：1,111局)	
運用開始予定期日	平成18年6月1日	
カバー率50%を達成する予定年度( )	平成20年度	
運用開始5年後の年度(平成23年度)末の加入数見込み	グループ総計5,520万 (うち、ドコモ中央、ドコモ東海及びドコモ関西の合計は3,729万)	

( )開設計針に基づく、各総合通信局の管轄区域における人口カバー率。

3	申請の審査
---	-------

審査項目は、以下のとおり。

- ( 1 ) 開設計画が開設計針に照らし適切なものであること（電波法第27条の13第4項第1号）
  - 特定基地局の範囲に関する事項（開設計針第一項）
  - 周波数及びその使用に関する事項（開設計針第二項）
  - 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項（開設計針第三項）
  - 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項（開設計針第四項）
  - 円滑な開設の推進に関する事項その他の事項（開設計針第五項）
- ( 2 ) 開設計画が確実に実施される見込みがあること（電波法第27条の13第4項第2号）
- ( 3 ) 開設計画に係る通信系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能なこと。（電波法第27条の13第4項第3号）

4	審査の結果
---	-------

審査の結果、電波法第27条の13第4項各号の規定に適合するものと認められるので、別途周波数を指定して開設計画を認定することとしたい。なお、認定の有効期間は認定の日から5年（電波法施行規則第9条の2）。

## 1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の概要（平成17年8月11日総務省告示第883号）

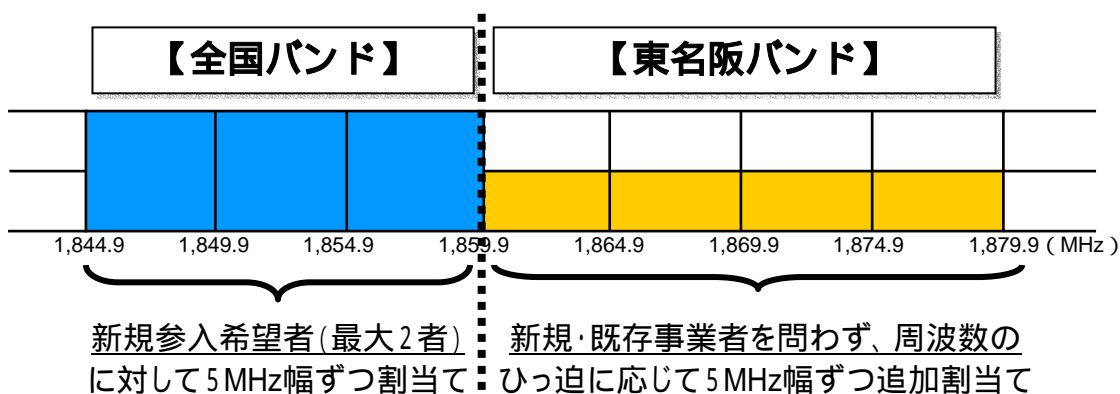
1.7GHz帯の周波数を使用する特定基地局について、次の方針により開設計画の認定及び周波数の割当てを行う。

(1) 全国バンド（15MHz幅）

新規参入希望者（最大2者）に対して、当初5MHz幅ずつ割当て。  
残りの帯域は周波数のひっ迫（1MHz当たり加入数の増加）に応じ、割当て。

(2) 東名阪バンド（20MHz幅）

新規・既存事業者を問わず、周波数のひっ迫に応じ、5MHz幅ずつ割当て。



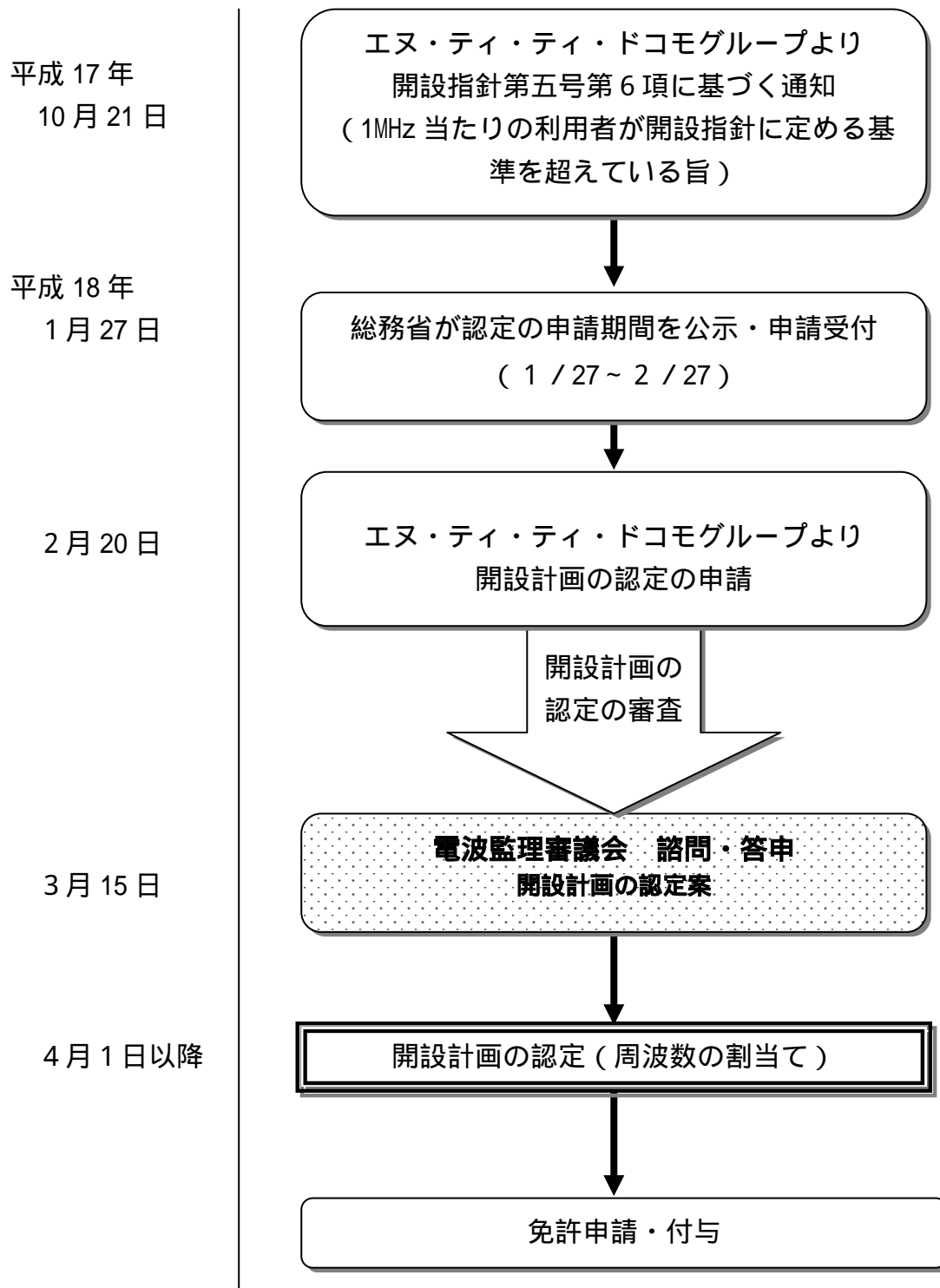
(3) 周波数割当ての基準

特定の事業者への周波数の集中の防止、周波数の効率的利用の促進の観点から、割当済み周波数の帯域幅が一定水準を超える場合には、より多く利用者の収容を義務付け。

第3世代用 基地局周波 数の帯域幅	15MHz以下			25MHz以下		25MHz超				
	50万/MHz			75万/MHz		100万/MHz				
収容すべき 加入数	5MHz	10MHz	15MHz	20MHz	25MHz	30MHz	35MHz	40MHz	45MHz	50MHz
		250万	500万	750万	1,500万	1,875万	3,000万	3,500万	4,000万	4,500万

例えば、20MHz の割当てを受けている事業者は、1,500 万加入を超えなければ、追加の周波数の割当てを受けることができない。

# 1.7GHz 帯東名阪バンドを使用する特定基地局の開設計画の認定に係るスケジュール（予定）





### 審査結果（1.7GHz 東名阪バンド）

審査項目	判定	審査概要
1 開設計画が開設計針に照らし適切なものであること（法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号）	適	次に示すとおり、1.7GHz 帯又は 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成 17 年 8 月 11 日総務省告示第 883 号、以下「開設計針」という。）に合致しており、適当と認められる。
特定基地局の範囲に関する事項（開設計針第 1 項）		
国際電気通信連合無線通信部門の勧告 M.1457 に規定する第三代移動通信システムであって、周波数分割複信方式を用いる無線設備を使用すること（開設計針第 1 項）	適	使用する無線設備は勧告 M.1457 に規定する第三代移動通信システムのうち、周波数分割複信方式（W-CDMA 方式）によることとしており、適当と認められる。
周波数及びその使用に関する事項（開設計針第 2 項）		
1859.9MHz を超え 1879.9MHz 以下の周波数を、関東、東海、近畿の各総合通信局管轄区域内の指定された地域内で使用すること（開設計針第 2 項）	適	1859.9MHz を超え 1879.9MHz 以下の周波数を、開設計針で指定された地域内において使用することを予定しており、適当と認められる。
特定基地局の開設時期及び配置に関する事項（開設計針第 3 項）		
開設計画の認定の日から 2 年以内に少なくとも 1 の特定基地局の運用を開始すること（開設計針第 3 項第 1 号）	適	平成 18 年 6 月 1 日に運用開始予定としており、適当と認められる。
開設計画の認定の日から 3 年以内に各総合通信局の管轄区域ごとのカバー率がすべて百分の五十以上になるように特定基地局を配置すること（開設計針第 3 項第 3 号）	適	関東、東海、近畿の各総合通信局管轄区域において平成 20 年度にカバー率 50%以上を達成する予定であり、適当と認められる。
電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項（開設計針第 4 項）		
小セル化、適応変調符号化によるデータ伝送速度の高度化その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を使用すること（開設計針第 4 項）	適	小セル化による周波数の有効利用、HSDPA 等による高速データ通信サービスの提供等を予定しており、適当と認められる。
円滑な開設の推進に関する事項その他の事項（開設計針第 5 項）		
無線設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有するとともに、合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していること（開設計針別表第一第 1 項第 1 号）	適	以下の事由により、適当と認められる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内体制を整備し、技術的能力を有する人員を確保している。</li> <li>・ W-CDMA の事業実績を有する。</li> <li>・ 設備の調達、特定基地局の整備について関係業者と検討を行った上で、具体的な計画を策定している。</li> </ul>

<p>特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有すること(開設指針別表第一第1項第2号)</p>	適	<p>以下の事由により、適当と認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益については、現時点で累損を解消し、安定して利益を挙げている。</li> <li>・ 収入予測額については、市場動向を踏まえ、サービスごとに加入数、利用料金等を算出している。</li> <li>・ 支出予測額については、単価の積上げにより算出している。</li> <li>・ 今回の事業に係る所要資金は、内部留保で対応する見通しがついている。</li> </ul>
<p>常に安定した無線通信を確保するため、無線設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること(開設指針別表第一第1項第3号)</p>	適	<p>設備全体を常時監視するとともに、全国27箇所の拠点において保守、障害時の対応を行っており、適当と認められる。</p>
<p>関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること(開設指針別表第一第1項第4号)</p>	適	<p>全国99箇所の拠点及び本社に無線従事者(計2,222人)を配置しており、適当と認められる。</p>
<p>電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制を整備すること(開設指針別表第一第1項第5号)</p>	適	<p>個人情報保護等の法令・ガイドライン遵守について、内規等を作成し、体制を整備するとともに、販売代理店等の委託先も含めて適切な対応を取っている。また、利用者利益の確保については、顧客からの問合せに対し、相談窓口を設けており、業務体制について適当と認められる。</p>
<p>既設の無線局若しくは受信設備の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための技術を導入すること(開設指針別表第一第2項第1号)          その他既設の無線局などの運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策を適切に講ずること(開設指針別表第一第2項第2号)</p>	適	<p>既設無線局の置局状況に応じ、送信フィルタを使用するとともに、既設無線局の免許人と協議を実施し、必要な受信フィルタを既設無線局に設置することにより混信を防止することとしており、適当と認められる。</p>
<p>特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること(開設指針別表第一第3項)</p>	適	<p>非接触ICカードによる決済サービスや、大容量コンテンツのダウンロード等の新たなサービスを提供するほか、緊急通報サービスの提供、標準化活動への寄与を行っており、適当と認められる。</p>
<p>第三世代用周波数の帯域幅が15MHzを超え25MHz以下の者にあつては、1MHz当たりの加入数が75万を超えていること(開設指針別表第三第2項)</p>	適	<p>平成17年12月末時点の加入数は2,012万(グループ総計)であり、19.8MHzの第三世代用基地局周波数を保有する当該事業者グループの1MHz当たりの加入数は約102万となっているため、適当と認められる。</p>

2 開設計画が確実に実施される見込みがあること(法第27条の13第4項第2号)	適	上記のとおり、基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等に係る計画の合理性・具体性等から、開設計画が確実に実施される見込みがあり、適当と認められる。
3 周波数の割当可能性(法第27条の13第4項第3号)	適	現在は、申請者が周波数の使用を予定している区域内において無線局が開設されているが、平成18年3月31日までに、周波数帯を変更することとなっている。4月1日以降に行う本開設計画の認定に際しては、当該区域内で当該周波数帯に係る無線局は存在せず、適当と認められる。

平成18年3月15日

放送用周波数使用計画の一部変更案について  
(平成18年3月15日 諮問第6号)

[ B S アナログ・ハイビジョン放送の終了及び新たなデジタル放送の開始 ]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、恩田係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(箆島課長補佐、小笠原データ放送係長)

電話：03 - 5253 - 5799

## 放送用周波数使用計画の一部変更案について

～ BSアナログ・ハイビジョン放送の終了及び新たなデジタル放送の開始 ～

### 1 背景

現在、BS第9チャンネルにおいて、日本放送協会(NHK)が行っているBSアナログ・ハイビジョン放送は、放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)により、平成19年(2007年)に終了することとされ、同年中に同チャンネルにおいて新たなBSデジタル放送を開始することとしている。

このため、昨年(平成17年(2005年))12月15日に、この新たなデジタル放送を委託して行わせる委託放送事業者3者(日本ビーエス放送(株)、(株)スター・チャンネル及びワールド・ハイビジョン・チャンネル(株)(設立中))を新規認定した。

【電波監理審議会答申(H17.12.14)】

その後、NHK、新規認定した委託放送事業者等の関係者と具体的なアナログ・ハイビジョン放送の終了日及び新たなデジタル放送の開始日を調整・検討してきたところ、以下の2点について、確認がなされた。

**平成19年(2007年)11月30日にアナログ・ハイビジョン放送を終了すること**

**同年12月1日から新たなデジタル放送を開始すること**

以上の経緯を踏まえ、BS第9チャンネルの周波数におけるアナログ・ハイビジョン放送の終了及び新たなデジタル放送の開始を明確化するために、放送用周波数使用計画の一部を変更することとしたもの。

### 2 諮問内容

放送用周波数使用計画の第9及び第11を別紙のように変更する。

### 3 参考

平成18年2月8日(水)から3月10日(金)午後5時までパブリックコメントを実施。

放送用周波数使用計画（昭和63年 郵政省告示第661号）の一部変更（案）新旧対照表

（下線部分が変更部分）

新				旧			
放送用周波数使用計画 第1～第8（略） 第9 高精度テレビジョン放送（衛星系）による国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等 日本放送協会又は一般放送事業者の放送 デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送				放送用周波数使用計画 第1～第8（略） 第9 高精度テレビジョン放送（衛星系）による国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等 日本放送協会又は一般放送事業者の放送 デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送			
放送対象地域	送信場所 （人工衛星）	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）	放送対象地域	送信場所 （人工衛星）	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）
全国	東経110度 （放送衛星業務用の周波数を使用して国内放送を行う衛星）	9	0.12	全国	東経110度 （放送衛星業務用の周波数を使用して国内放送を行う衛星）	9	0.12
（注1） 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。 <u>（注2） この周波数（チャンネル番号）の使用は、平成19年11月30日までに限る。</u>				（注） 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。			
第10（略） 第11 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送に限る。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等 日本放送協会又は一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）（注3）				第10（略） 第11 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送に限る。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等 日本放送協会又は一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）（注3）			
放送対象地域	送信場所 （人工衛星）	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）	放送対象地域	送信場所 （人工衛星）	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）
全国	東経110度 （放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星）	1 3 9 13 15	0.12	全国	東経110度 （放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星）	1 3 9 13 15	0.12
（注1） 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。 （注2） これらの周波数を使用する場合は、外国の優先権ある無線局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。 （注3） チャンネル番号9の周波数の使用は、 <u>平成19年12月1日からとする。</u>				（注1） 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。 （注2） これらの周波数を使用する場合は、外国の優先権ある無線局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。 （注3） チャンネル番号9の周波数の使用は、 <u>デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送の終了を待つて行うものとする。</u>			
第12・第13（略）				第12・第13（略）			

(参考)

昨年9月15日、総務省、関係事業者等で「BSアナログ・ハイビジョン放送の終了及び新たなデジタル放送の開始に係る連絡会」を設立し、同連絡会において、

受託放送事業者である(株)放送衛星システム(B-SAT社)から、平成19年に打ち上げるBSAT-1aの後継衛星を利用した受託放送役務の提供が、同年10月以降であれば可能であること。【予備免許済(H16.6.9)】

新たなBSデジタル放送を行う委託放送事業者3者(日本ビーエス放送(株)、(株)スター・チャンネル、ワールド・ハイビジョン・チャンネル(株))は、平成19年12月1日から業務を開始したいと要望していること。

NHKは、新たなデジタル放送の開始に支障のない範囲で、BSアナログ・ハイビジョン放送をできる限り行ってみたいと希望し、BSアナログ・ハイビジョン放送の終了から新たなデジタル放送の開始までの期間は短期間であることが望ましいと、を希望していること。

上記の3点について確認し、以下のとおり所要の手続きを進めることにしている。

BSアナログ・ハイビジョン放送は、平成19年(2007年)11月30日に停波する。なお、番組の送出は停波に先立って終了する。

平成17年(2005年)12月15日に委託放送業務の認定を受けた、新たなBSデジタル・ハイビジョン放送は、平成19年(2007年)12月1日に開始する。

及び について、以下のとおり視聴者への周知を進める。

2007年のBSアナログ・ハイビジョン放送の終了及び新たなBSデジタル・ハイビジョン放送の開始を含むBSデジタル放送全体の視聴者への周知促進については、総務省、日本放送協会、一般放送事業者(新たにBSデジタル・ハイビジョン放送を行う事業者を含む)、社団法人BSデジタル放送推進協会、社団法人電子情報技術産業協会及び受信機メーカー等の関係企業が適切な役割分担の下、連携して進めることとし、今後、引き続き、本連絡会において相互の調整を図ることとする。

なお、当面の対応として、日本放送協会においては、BSアナログ・ハイビジョン放送終了についての視聴者への告知スーパーを、コールセンター体制などを考慮しつつ、時間帯・時間数・内容などを十分に検討した上で実施する。

また、社団法人電子情報技術産業協会においては、受信機の操作等について視聴者への周知が必要な事項の有無を調査し、必要に応じ、視聴者への周知を行う。

【報道発表済(H17.12.26)】

# 参 照 条 文

放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

第 1 放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関して定める指針及び基本的事項

我が国の放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として放送を行う一般放送事業者により行うこととされている。このような体制の下で、放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び一般放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、放送局の置局に関し、指針及び基本的事項を定める。

1 放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア 地上系による放送

（略）

イ 衛星系による放送

(ア) 衛星系による放送のうち国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数（以下「放送衛星業務用の周波数」という。）の4を使用して行う放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送（(2)ア(イ)(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。）及び1系統の一般放送事業者の標準テレビジョン放送並びに1系統のデジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送（放送衛星業務用の周波数の1を使用した協会及び一般放送事業者による高精細度テレビジョン放送（協会が行う場合にあつては、技術的な制約がある場合を除き、(2)ア



(1)(B)の協会の高精細度テレビジョン総合放送と同一の放送を同時に行うものに限る。))を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成19年に終了すること。

(1) (略)

(2) 受託国内放送の普及

衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送

(ア) デジタル放送以外の放送

衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数の3を使用して行う放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送(2)ア(1)(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。)及び1系統の一般放送事業者の標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成19年に開始し、平成23年までに終了すること。

(1) デジタル放送

衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数を使用して行うデジタル放送は、平成19年までは放送衛星業務用の周波数の4を、平成19年からは放送衛星業務用の周波数の5を使用して行うこと。

この場合において、

(A) その周波数の1の範囲内において、協会の放送については、1系統の難視聴解消を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。

(B) (A)以外の協会の放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送1番組(注)を行うこと。

(C) 一般放送事業者の放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要にこたえるための放送を行うこと。

(D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(ア)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組（主たる放送の番組数）を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。

注 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。

イ（略）

(3)～(5)（略）

2・3（略）

第2（略）

平成18年3月15日

放送普及基本計画の一部変更案について  
(平成18年3月15日 諮問第7号)

[ 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送の衛星補助放送の充実 ]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、恩田係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(箆島課長補佐、小笠原データ放送係長)

電話：03 - 5253 - 5799

## 放送普及基本計画の一部変更案について

～ 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送の衛星補助放送の充実 ～

### 1 背景

2.6GHz帯(2,630MHz - 2,655MHz)衛星デジタル音声放送については、モバイル放送株式会社(代表取締役社長 溝口 哲也)が、平成16年3月に東経144度に打ち上げた放送衛星「MBSAT」により、平成16年10月20日から放送サービスを提供している。

これに先立ち、2.6GHz帯衛星デジタル音声放送の普及にあたっては、放送衛星局による放送を受信することが困難な区域においても、移動中における良好な受信の確保等をできる限り可能とするため、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2条第1項第28号の18に規定する衛星補助放送を行うことを放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)に定めている。

【電波監理審議会答申(H14.10.16)、施行(H15.1.17)】

今般、同社において、受信者(視聴者)の利便性を向上させるため、区間距離の長いトンネル内、地下鉄の駅構内やトンネル内、公共施設等の屋内(地下街を含む。)においても放送の良好な受信の確保等が可能となるよう、事業計画の変更を行ったところであり、制度整備が行われれば今後速やかに所要の施設設置等を行うことを予定している。

これらの対応は、受信者(視聴者)の利便性を向上させ、放送の健全な発達に資するものと認められるため、2.6GHz帯衛星デジタル音声放送における衛星補助放送の実施について、放送普及基本計画の変更を行う。

### 2 諮問内容

放送普及基本計画の第1の1(1)イ(イ)を別紙のように変更する。

### 3 参考

- (1) 本諮問内容については、平成18年2月8日(水)から同年3月10日(金)午後5時までパブリックコメントを実施。
- (2) 本諮問に係る電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の改正案については、現在、パブリックコメントを実施中(本年3月3日から4月3日まで)。

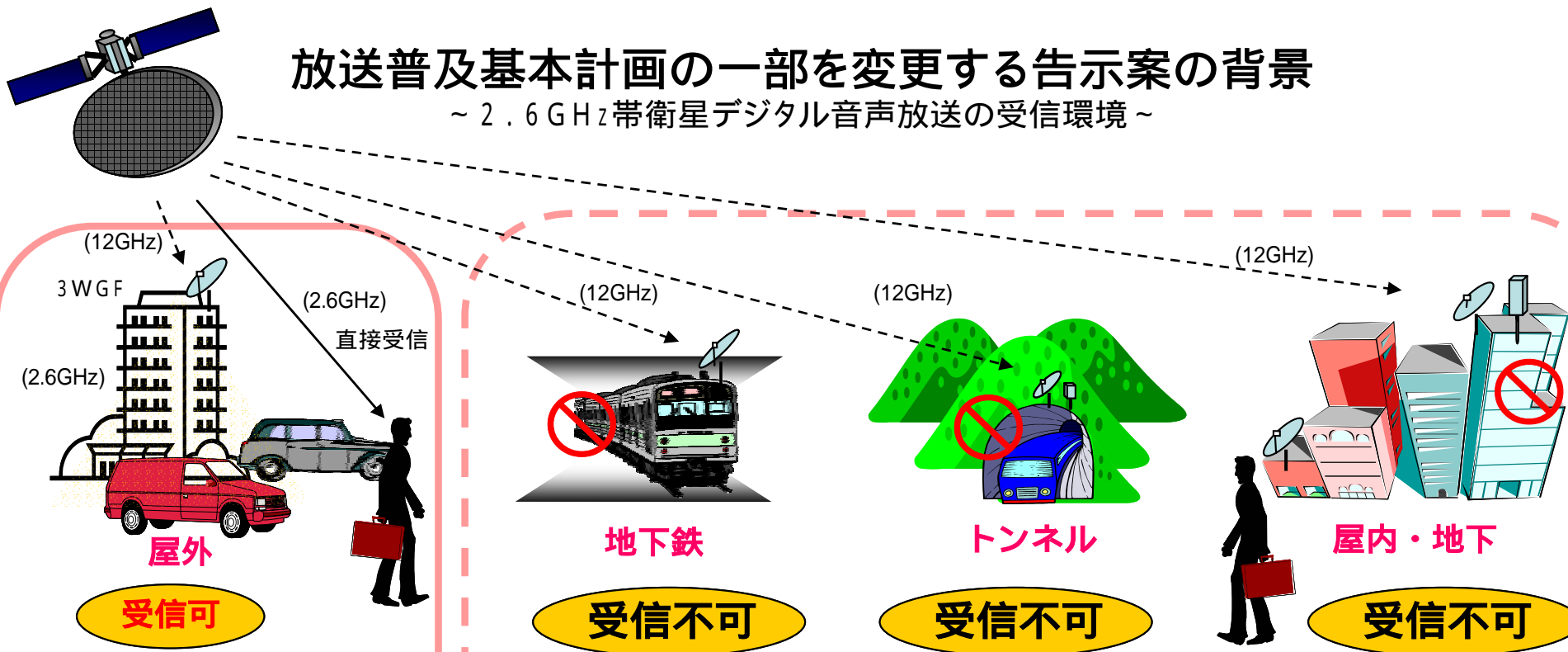
放送普及基本計画（昭和63年 郵政省告示第660号）の一部変更（案）新旧対照表

（下線部分が変更部分）

新	旧
<p>放送普及基本計画</p> <p>第1 放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関して定める指針及び基本的事項</p> <p>1 放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>イ 衛星系による放送</p> <p>(イ) 衛星系による放送のうち2,630MHzから2,655MHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行う一般放送事業者の放送については、デジタル方式による超短波放送を<u>行うこと</u>。なお、放送の普及に当たっては、多様化・高度化する放送需要に柔軟にこたえるため、デジタル技術を活用し、高音質化を図るとともに、文字、図形その他の影像又は信号に併せ送るなど、その特性を生かしたサービスの推進に十分配慮する。</p> <p>また、全国各地域において電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第28号の18に規定する衛星補助放送を行うことにより、良好な受信の確保等をできる限り可能とすること。</p> <p>以下、略。</p>	<p>放送普及基本計画</p> <p>第1 放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関して定める指針及び基本的事項</p> <p>1 放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>イ 衛星系による放送</p> <p>(イ) 衛星系による放送のうち2,630MHzから2,655MHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行う一般放送事業者の放送については、デジタル方式による超短波放送を<u>できるだけ早期に開始すること</u>。なお、放送の普及に当たっては、多様化・高度化する放送需要に柔軟にこたえるため、デジタル技術を活用し、高音質化を図るとともに、文字、図形その他の影像又は信号に併せ送るなど、その特性を生かしたサービスの推進に十分配慮する。</p> <p>また、全国各地域において電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第28号の18に規定する衛星補助放送を行うことにより、<u>移動中における</u>良好な受信の確保等をできる限り可能とすること。</p> <p>以下、略。</p>

# 放送普及基本計画の一部を変更する告示案の背景

～ 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送の受信環境～



屋外では、ギャップフィルターからの受信又は衛星波の直接受信により、受信可。

地下鉄、トンネル内、地下街及び屋内では、放送波の届かない場所が存在し、良好な受信が確保できない。

屋外の移動中に限らず、地下鉄・トンネル及び屋内(地下街を含む)における受信環境の改善を図る。

よりきめ細かなギャップフィルターの設置や、ギャップフィルターの出力を高めることにより、地下及び屋内への浸透度を強める。

# 参 照 条 文

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（定義等）

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。

一～二十八の十七 （略）

二十八の十八 「衛星補助放送」とは、放送をする人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）による放送を受信することが困難な区域において、当該人工衛星の無線局と同一人に属する無線局（人工衛星の無線局及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）により、当該人工衛星の無線局による放送と同一の放送番組の放送を同時に行うものをいう。

二十九～九十三 （略）

2 （略）

平成18年3月15日

日本放送協会の財団法人放送番組センターに対する出えんの認可について  
(平成18年3月15日 諮問第8号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、恩田係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(金澤課長補佐、岩坪係長)

電話：03 - 5253 - 5778



## 日本放送協会の財団法人放送番組センターに対する出えんの認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、平成 18 年 3 月 8 日に、放送法第 9 条第 2 項第 6 号の業務として行う財団法人放送番組センター（以下「財団」という。）に対する出えんについて、同条第 8 項の認可の申請があった。その概要は以下のとおりである。

#### （ 1 ）出えんの対象

財団法人放送番組センター

（昭和 43 年 3 月設立 会長 齋藤 守慶（毎日放送最高顧問））

#### （ 2 ）対象とする事業

ア 教育、教養番組の企画、制作、購入、管理、配給及び販売

イ 教育、教養番組の海外との交流

ウ ア及びイの事業に関連する調査研究及び資料の収集

エ ア及びイの事業に関連する出版物の発行

オ 放送番組の収集及び保管並びに放送番組を公衆に視聴させること

カ 放送番組に関する情報の収集、分類、整理及び保管

キ 放送番組に関する情報の提供

ク オ、カ及びキの事業に附帯する事業

ケ その他この法人の目的達成に必要な事業

一般事業

放送番組  
ライブラ  
リー事業

#### （ 3 ）出えん金額

1 億円

（一般事業会計に 3,000 万円、放送番組ライブラリー事業会計に 7,000 万円）

#### （ 4 ）出えんの時期

平成 17 年度中

### 2 申請の理由

財団は、一般放送事業者に対する良質な番組ソフトの調達・供給（以下「一般事業」という。）を行うため、一般放送事業者と協会の出えんによって、昭和 43 年に設立された。

協会はその後も、財団の要請に応じ、今日に至るまで、毎年度、一般事業に対する出えんを行ってきた。

財団は、この一般事業のほか、協会や一般放送事業者等が過去出えんした基金の運用益により、放送番組を収集・保管して公衆に視聴させる「放送番組ライブラリー事業」を行っている。しかし、近年は、一般事業に対するニーズが減少傾向にある一方で、低金利のため、基金運用益による放送番組ライブラリー事業の運営が次第に困難

になってきている。

このため、財団では、平成 17 年度より事業会計区分の見直しを行うとともに、これに対応して、協会及び一般放送事業者がこれまで一般事業に出えんしてきた出えん金の一部を、放送番組ライブラリー事業に対する出えんに振り向けることを要請してきており、協会としても、同事業の社会的意義を考慮し、一般放送事業者と歩調を合わせて、財団の要請に応ずることとしたい。

### 3 検討結果

以下の理由により、協会から財団への出えんは放送法第 9 条第 2 項第 6 号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると認められることから、認可をすることは適当である。

- ( 1 ) 財団は、設立以来、教育・教養番組の企画、制作、購入、管理、配給、販売等の事業を行ってきており、協会等から豊富な教育・教養番組を購入し、一般放送事業者に供給してきている。(平成 17 年度( 1 月末現在 )番組貸出状況 : 6,556 本貸出、内協会分 496 本(7.6%) )

協会は、これまでも財団に対し、一般事業の運営資金として出えんを行い、財団の財務的基礎の強化を図り、事業の円滑な推進を促すことを通じて、放送文化の向上に資するとともに、協会の教育・教養番組の二次利用を促進してきたところ。

なお、昨年度までは一般事業会計に 1 億円を出えんしてきたところであるが、平成 17 年度予算より、事業会計区分の見直しを行ったこと等により、出えん金額の 7 割を放送番組ライブラリー事業会計に振り向けることとし(( 2 )を参照。)一般事業会計には 3,000 万円の出えんを行うこととした。

本件のうち、一般事業会計に対する出えんについては、引き続き協会から財団に対して出えんし、事業の円滑な推進を促すとともに、豊富な協会の番組を提供し、その番組が一般放送事業者に貸し出されることを通じて、我が国の放送文化の向上を図り、もって放送の進歩発達に資するものである。

- ( 2 ) 財団は、昭和 60 年度より、放送番組を文化財として保存する放送番組ライブラリー事業に着手し、平成 3 年度には、放送法第 53 条の指定を受け、協会と一般放送事業者で放送された番組を収集及び保存し、無料で公衆の視聴に供する事業として放送番組ライブラリー事業を行っている。(平成 16 年度利用者数 : 10 万人超、平成 18 年 1 月末現在公開番組数 : 12,939 本( C M 含む )うち協会 4,226 本)

放送番組ライブラリー事業は、協会 30 億円、一般放送事業者 60 億円、横浜市 2 億円の拠出による放送番組ライブラリー基金の運用益を主な財源としてきたが、長期化する超低金利下において運用益が年々低下している。これに対処するため、平成 17 年度予算から事業会計区分が見直され、これに対応して、今年度、協会は、放送番組ライブラリー事業会計に 7,000 万円を出えんすることとした。

本件のうち、放送番組ライブラリー事業会計に対する出えんは、当該事業の財務的基礎の強化を図り、事業の円滑な推進を促すことを通じて、当該事業の目的である、放送の健全な発達を図ることによって、放送の進歩発達に寄与するものである。

出えん金額(計 1 億円)については、協会の平成 17 年度収支予算に計上されているところ。

## 財団法人 放送番組センターの概要

設立許可	昭和 43 年 3 月 30 日
所在地	東京都千代田区紀尾井町 3 番 23 号
代表者	齋藤 守慶

### 目的・事業

目的 教育、教養番組の企画、制作、購入、管理および配給などの事業を行うことにより、一般放送事業者の教育、教養番組の一層の充実、向上を図り、我が国放送事業の伸展と教育の振興、文化の発展に寄与することならびに放送番組の収集および保管、放送番組を公衆に視聴させることなどの事業を行うことにより、放送の健全な発達を図ることを目的とする。

- 事業
1. 教育、教養番組の企画、制作、購入、管理、配給および販売
  2. 教育、教養番組の海外との交流
  3. 放送番組の収集および保管ならびに放送番組を公衆に視聴させること
  4. 放送番組に関する情報の収集、分類、整理および保管
  5. 放送番組に関する情報の提供
  6. 前 3 号の事業に附帯する事業
  7. 第 1 号および第 2 号の事業に関連する調査研究および資料の収集
  8. 第 1 号および第 2 号の事業に関連する出版物の発行
  9. その他この法人の目的達成に必要な事業

### 基本財産 (平成 17 年 12 月末現在)

基本財産	400,000 千円
設立時基本財産	5,000 千円
(他に放送番組ライブラリー事業会計(基金))	9,181,830 千円)

# (財)放送番組センターの平成17年度収入概要(予算)

## 【放送番組センター】

一般事業会計  
収入 6億6,814万円

基本財産運用益 1,000万円

負担金収入  
2億6,410万円

番組使用料等収入 7,000万円

その他 100万円

前年度繰越収支差額  
3,904万円  
字幕番組他助成金  
2億8,400万円

### 一般事業

NHK、民放等から教育、教養番組の放送権を購入し、一般放送事業者に放送用として配給

【NHK出えん】  
3,000万円

【民放各社(127社)】  
2億3,410万円

放送番組ライブラリー事業会計  
収入 4億2,315万円

負担金収入  
1億4,760万円

賛助金、事業補助金  
5,670万円

その他 50万円

基金運用益: 1億9,000万円

前年度繰越収支差額 2,835万円

### 放送番組ライブラリー事業

著作者の許諾を得た放送番組の放送ライブラリーでの一般公開のほか、放送に関する企画展示や講演会

【NHK出えん】  
7,000万円

【東名阪民放各社(13社)】  
7,760万円

(参考) 放送番組ライブラリー基金

NHK	30億円	計 約92億円
民放	約60億円	
横浜市	2億円	

## 放送法（昭和25年法律第132号） 抜粋

### （目的）

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

### （業務）

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

2 協会は、前項の業務の他、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3～7 （略）

8 協会は、第二項第六号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

9 （略）

### （電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協会の認可）、同条第八項（任意的業務の認可）（以下略）

三～六 （略）

2 （略）

### （参考）放送法による放送番組センターの指定

#### （指定）

第五十三条 総務大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

#### （業務）

第五十三条の二 センターは、次の業務を行うものとする。

一 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること。

二 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。

三 放送番組に関する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

平成18年3月15日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について  
(平成18年3月15日 諮問第9号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、恩田係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(金澤課長補佐、岩坪係長)

電話：03 - 5253 - 5778

## 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第32条第3項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があったもの。

項目	申請の概要
1 変更しようとする契約条項	別紙のとおり
2 変更しようとする理由 （各項目の概要は参考資料参照）	<p><b>(1) クレジットカード継続払の導入</b> 平成18年5月より、クレジットカードによる継続的な支払（クレジットカード継続払）の受付を始め、平成18年6月（平成18年度2期）より、これによる支払を可能となるようにするため、受信規約について規定の整備を行うもの</p> <p><b>(2) 継続振込におけるクレジットカード払の導入</b> 平成18年6月より、継続振込により支払う場合に、クレジットカードによる支払を可能となるようにするため、受信規約について規定の整備を行うもの</p> <p><b>(3) 同一生計支払に関する特例（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕）の導入</b> 平成18年12月より、同一生計支払に関する特例（一定の要件を備えた学生又は単身赴任者を対象に、当該学生又は単身赴任者の口座振替等の月額受信料額の33%を割り引く受信料額とするもの）による支払を可能となるようにするため、受信規約について規定の整備を行うもの</p>
3 契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響	<p>契約条項の変更による平成18年度収支予算における増減収額と支出額の見込みは、次のとおり。</p> <p><b>(1) クレジットカード継続払の導入</b> 増収額 0.7億円 支出額 2.3億円</p> <p><b>(2) 継続振込におけるクレジットカード払の導入</b> 事業収支に影響を及ぼすものではない</p> <p><b>(3) 同一生計支払に関する特例（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕）の導入</b> 減収額 9.9億円 支出額 3.3億円</p>
4 施行予定期日	<p>(1): 平成18年4月1日からとする。</p> <p>(2): 平成18年6月1日からとする。</p> <p>(3): 平成18年12月1日からとする。</p>

## 2 変更の必要性

NHKにおいては、今回の受信規約変更の必要性を、次のとおり、考えている。

### (1) クレジットカード継続払の導入

電気料金、ガス料金など、公共料金でのクレジットカード支払いが急速に広がっており、受信料についてもクレジットカードから継続して支払うことを可能とすることにより、受信契約者の利便の向上に資するとともに、あわせて、訪問集金による面接困難者からの収納を安定化させ、訪問集金に係る経費等を削減できるとともに、カード会社を活用し、受信契約の取次の促進を図る。

### (2) 継続振込におけるクレジットカード払の導入

継続振込の受信契約者が、クレジットカード継続払の導入により、一度の手続で、当期と翌期以降の受信料をクレジットカードにより支払い、また、通常、金融機関等で振込用紙により払い込んでいるが、時によりインターネットでクレジットカードにより支払うことを可能にするなど、受信契約者の利便の向上に資する。

### (3) 同一生計支払に関する特例（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕）の導入

受信契約は、世帯単位での締結となっているが、同一の生計であっても、住居を別にする場合には、それぞれ契約を締結し、受信料を支払うこととされている。親元を離れて生活する学生、及び単身赴任者が同一の生計にいる場合も、一の生計で複数契約（高額契約）が必要になる。一方、住居が一の場合は、協会の放送を受信することが可能な受信機が何台あっても一契約である。

親元を離れて生活する学生、及び単身赴任者については、学生証や健康保険証等により容易に把握・確認が可能であり、当該学生及び単身赴任者の受信料について割引を適用することにより、一の生計で複数契約が必要であることによる高額負担を軽減することで負担の公平性を確保し、学生・単身赴任者からの受信契約増加の促進に伴う収納率の向上に資するとともに、受信料収納に係る経費の削減を図る。

## 3 検討結果

NHKから申請のあった受信規約の変更については、その内容について検討したところ、次のとおりであることから、認可をすることは適当であるものと認められる。

変更内容	検討結果
(1) <u>クレジットカード継続払の導入</u>	クレジットカードにより継続して受信料を支払うことを可能とすることによる受信料の支払方法の多様化により、受信契約者の利便性の向上に資するとともに、訪問集金での面接困難等による受信料の未払いの防止や受信料の収納に係る経費削減等にも資するものであり、その必要性は認められる。
(2) <u>継続振込におけるクレジットカード払の導入</u>	継続振込の受信契約者が、翌期以降の受信料の支払についてクレジットカード継続払を申し込む際、同時の手続で当期分の受信料もクレジットカードで支払うことや、また、継続振込における払込用紙による支払の際に、当期分については、クレジットカードで支払うことを可能とすることにより、受信契約者の利便性の向上に資するものであり、その必要性は認められる。



**(3) 同一生計支払に関する  
特例（家族割引〔学生〕〔単  
身赴任〕）の導入**

- ① 現行の受信規約第2条第1項において、放送受信契約は、世帯ごとに行うものとし、同一世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、当該受信機を設置する住居ごとに行うものと定められている。また、同条第3項では、世帯とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者と定められている。これらの規定から、同一生計の中において、複数の住居が存在する場合にも、放送法第32条第1項に基づき、各住居ごとに受信契約を締結しなければならない。
- ② しかしながら、同一の生計の中で、住居が異なることにより、一の「生計」としては、複数分の受信料を支払うこととなるため、当該「生計」においては、相当の負担であり、これらの負担を軽減させるため、同一生計において別の住居で受信契約を締結していることを容易に把握することの可能な学生及び単身赴任者について、受信料の割引を導入することは容認できる。
- ③ さらに、当該学生・単身赴任者については、受信料を支払うべき学生約130万件のうち約67万件、また、受信料を支払うべき単身赴任者約72万件のうち約29万件が、受信契約を締結していないことから、これらの未契約者を解消する方策が求められる。
- ④ よって、同一生計において、学生証や健康保険証等により容易に把握・確認が可能な学生及び単身赴任者の支払うべき受信料について、一定の要件の下、当該受信料に割引の特例を適用することは、同一生計での複数契約による負担の軽減に資するものであり、また、当該学生・単身赴任者の未契約者の解消にも資するものであるため、その必要性は認められる。

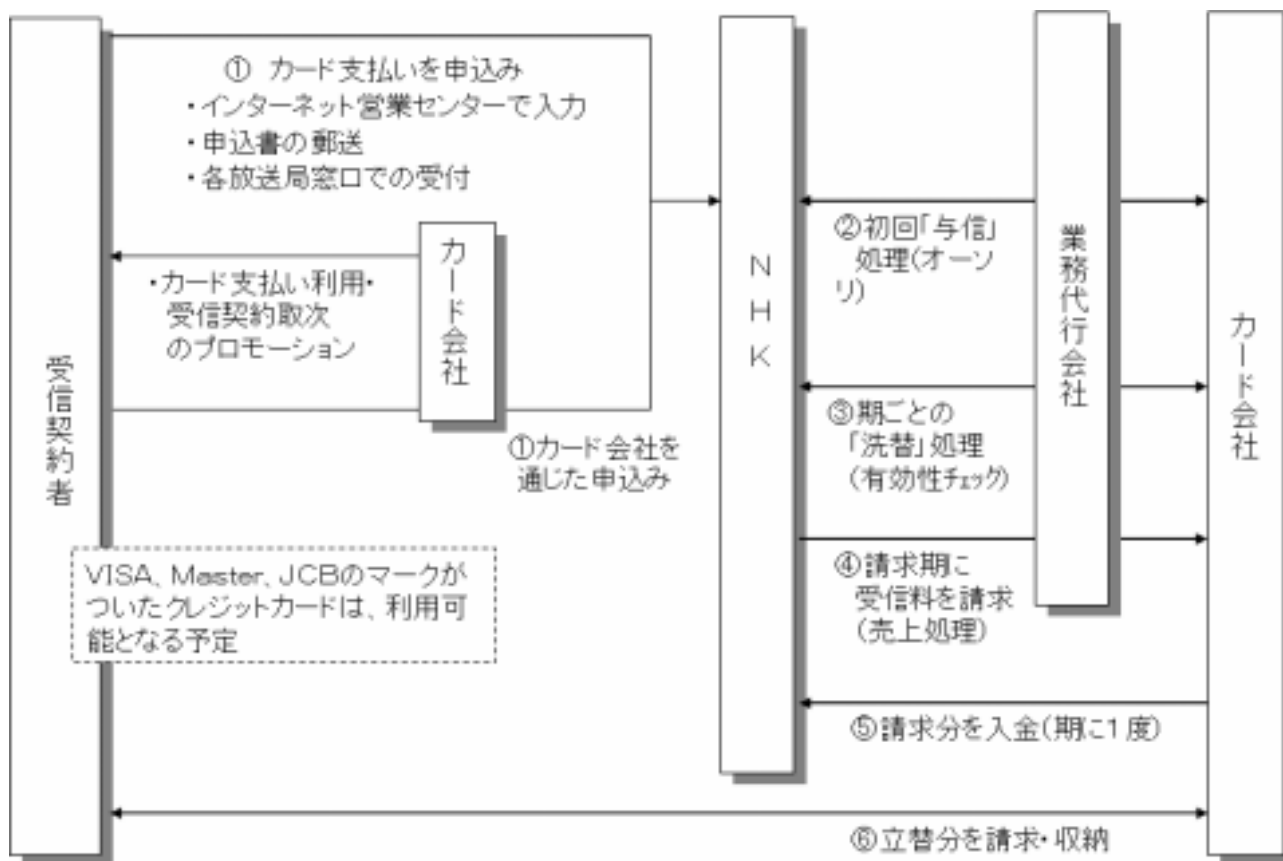
**4 認可時期**

平成18年度の協会の事業が開始される日までに国会が協会の平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画を承認した場合には、当該承認の日をもって認可することとする。

# 1 クレジットカード継続払の概要

- (1) 平成18年度第2期から、「クレジットカード継続払」を導入
- (2) 事前の申込により、毎期、6か月、12か月ごとに、継続して、受信契約者がクレジットカードにより受信料を支払う方法
- (3) 支払区分（料額）は、既存の口座振替、継続振込と同一
- (4) 申込方法は、次のとおり。
  - ① NHKによる受付  
インターネット営業センター入力、申込書の郵送及びNHKの各放送局窓口での受付  
(セキュリティ面の配慮から、地域スタッフによる受付は行わない)
  - ② カード会社による受付  
インターネットによる受付、申込書の郵送

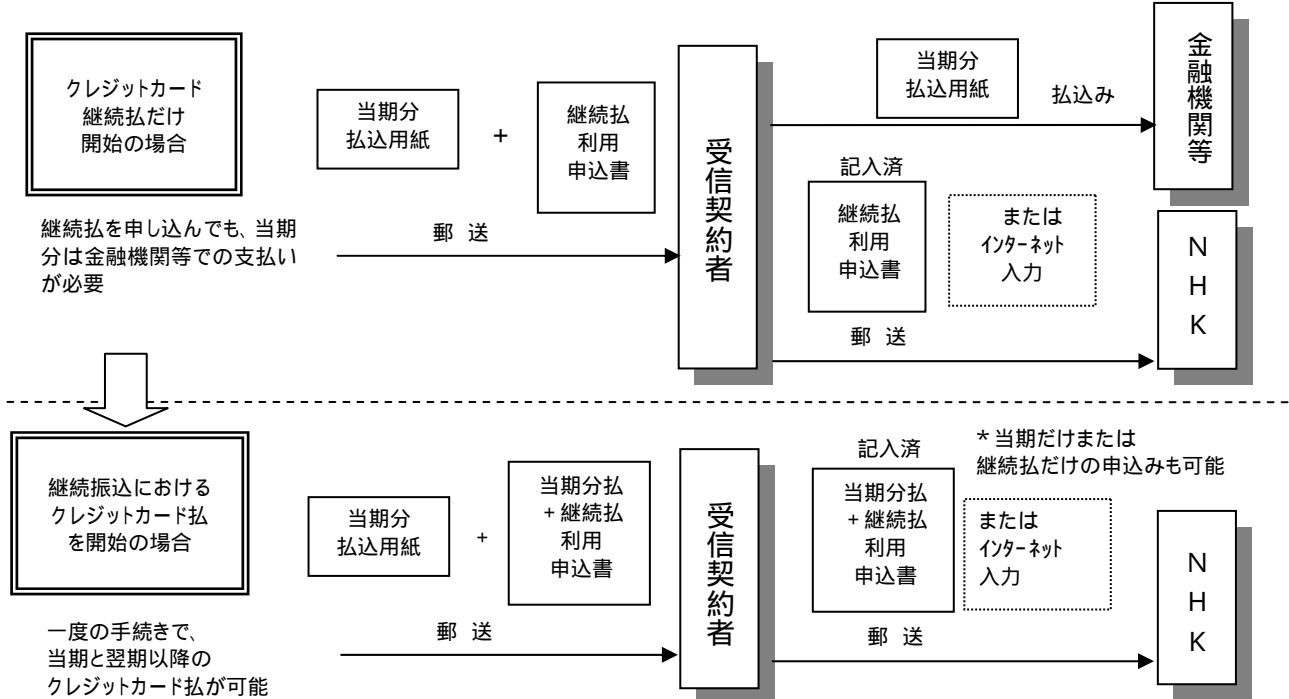
## ○クレジットカード継続払の仕組み



## 2 継続振込におけるクレジットカード払の概要

- (1) 継続振込の支払手段として、金融機関等で払込むほか、クレジットカードにより支払えるようにして、受信契約者の利便を向上

○「クレジットカード継続払」と「継続振込におけるクレジットカード払」の関係



- (2) このほか、普段は金融機関等で払い込んでいるが、時にはインターネットや携帯電話を利用してクレジットカードで支払いたい、といった要望にも応えることができる

### 3 同一生計支払に関する特例（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕）の導入

#### (1) 受信規約における同一生計支払に関する特例の位置付け

- ① 現行の多数契約一括支払や団体一括支払と同様、「支払の特例」とする。学生と単身赴任者に対する2つの割引は、あくまでも適用要件を満たした同一生計・別住居の学生、単身赴任者が受信料を支払う場合に限り、特例として設けるもの
- ② 受信料免除（免除基準の変更）若しくは新料額の設定（受信規約の変更）ではない

#### (2) 割引の適用要件

- ① 親元（実家）、自宅（留守宅）の契約支払と同一生計・別住居の学生、単身赴任者の契約支払がともに間接集金（口座振替、継続振込又はクレジットカード継続払）であることを条件に、申込手続きをした学生、単身赴任者の契約支払に対し割引を適用。なお、訪問集金の場合は割引の適用はしない
- ② 家族割引〔学生〕の対象となる学生は、学校教育法第1条に規定する学校（大学、短大等）、第82条の2に規定する専修学校もしくは第83条に規定する各種学校（いずれも修業年限1年以上）に在学中の学生
- ③ 親元（実家）、自宅（留守宅）が間接集金による契約支払がない場合は、割引の適用はしない

#### (3) 割引の導入時期

- ① 平成18年12月から割引導入（18年11月までにシステム・事務処理等の準備完了）
- ② NHKが割引の申込を受け付け、上記の適用要件を確認のうえ割引を適用

#### (4) 割引率等

##### ① 割引率及び手続

	家族割引〔学生〕	家族割引〔単身赴任〕
割引率	口座振替等（口座振替、継続振込及びクレジットカード継続払）の料額（月額）の33%（割引額は5円単位に切り上げ処理）	
手続	・ 家族割引〔学生〕支払申込書による届出 ・ 学生証等による確認	・ 家族割引〔単身赴任〕支払申込書による届出 ・ 健康保険証等による確認

- ② 家族割引〔学生〕・〔単身赴任〕ともに半年、一年前払い、団体一括支払も利用可能
- ③ 家族割引〔学生〕は卒業時に自動解消
- ④ 家族割引〔単身赴任〕は契約解約まで割引適用期間の制限なし

## (5) 割引適用後の料額（沖縄除く）

		現行の口座振替等 料額	割引額	割引率	割引適用後の 料額
カラー契約	月額	1,345 円	445 円	33.1%	900 円
	半年	7,650 円	2,670 円	34.9%	4,980 円
	一年	14,910 円	5,340 円	35.8%	9,570 円
普通契約	月額	855 円	285 円	33.3%	570 円
	半年	4,890 円	1,710 円	35.0%	3,180 円
	一年	9,550 円	3,420 円	35.8%	6,130 円
衛星カラー契約	月額	2,290 円 (2,090 円)	760 円 (760 円)	33.2% (36.4%)	1,530 円 (1,330 円)
	半年	13,090 円 (11,890 円)	4,560 円 (4,560 円)	34.8% (38.4%)	8,530 円 (7,330 円)
	一年	25,520 円 (23,100 円)	9,120 円 (9,120 円)	35.7% (39.5%)	16,400 円 (13,980 円)
衛星普通契約	月額	1,800 円 (1,600 円)	595 円 (595 円)	33.1% (37.2%)	1,205 円 (1,005 円)
	半年	10,330 円 (9,130 円)	3,570 円 (3,570 円)	34.6% (39.1%)	6,760 円 (5,560 円)
	一年	20,160 円 (17,740 円)	7,140 円 (7,140 円)	35.4% (40.2%)	13,020 円 (10,600 円)
特別契約	月額	1,005 円 (805 円)	335 円 (335 円)	33.3% (41.6%)	670 円 (470 円)
	半年	5,730 円 (4,530 円)	2,010 円 (2,010 円)	35.1% (44.4%)	3,720 円 (2,520 円)
	一年	11,180 円 (8,760 円)	4,020 円 (4,020 円)	36.0% (45.9%)	7,160 円 (4,740 円)

※ 括弧内の額は、団体一括支払料額

割引適用後の料額 (沖縄)

		現行の口座振替等 料額	割引額	割引率	割引適用後の 料額
カラー契約	月額	1,190円	395円	33.2%	795円
	半年	6,810円	2,370円	34.8%	4,440円
	一年	13,280円	4,740円	35.7%	8,540円
普通契約	月額	700円	235円	33.6%	465円
	半年	4,050円	1,410円	34.8%	2,640円
	一年	7,920円	2,820円	35.6%	5,100円
衛星カラー契約	月額	2,135円 (1,935円)	705円 (705円)	33.0% (36.4%)	1,430円 (1,230円)
	半年	12,250円 (11,050円)	4,230円 (4,230円)	34.5% (38.3%)	8,020円 (6,820円)
	一年	23,890円 (21,470円)	8,460円 (8,460円)	35.4% (39.4%)	15,430円 (13,010円)
衛星普通契約	月額	1,645円 (1,445円)	545円 (545円)	33.1% (37.7%)	1,100円 (900円)
	半年	9,490円 (8,290円)	3,270円 (3,270円)	34.5% (39.4%)	6,220円 (5,020円)
	一年	18,530円 (16,110円)	6,540円 (6,540円)	35.3% (40.6%)	11,990円 (9,570円)
特別契約	月額	1,005円 (805円)	335円 (335円)	33.3% (41.6%)	670円 (470円)
	半年	5,730円 (4,530円)	2,010円 (2,010円)	35.1% (44.4%)	3,720円 (2,520円)
	一年	11,180円 (8,760円)	4,020円 (4,020円)	36.0% (45.9%)	7,160円 (4,740円)

※ 括弧内の額は、団体一括支払料額

## ○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（受信契約及び受信料）

第三十二条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協会の認可）、同条第八項（任意的業務の認可）、第九条の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第十一条第二項（定款変更の認可）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の命令）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第四十七条（放送設備の譲渡等の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第一項（有料放送の役務の料金の認可）、同条第四項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 （略）

2 （略）

## ○ 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（契約条項の認可申請）

第七条 法第三十二条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 設定又は変更しようとする契約条項

二 設定又は変更しようとする理由

三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

四 実施しようとする期日

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(別紙)

( \_\_\_\_\_ 部分は、変更部分)

変更後					現行規定				
(放送受信料支払いの義務)					(放送受信料支払いの義務)				
第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。					第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。				
種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額	種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円	カラー契約	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円		普通契約	口座振替 継続振込	1,345円	7,650円
普通契約	口座振替等	855円	4,890円	9,550円	普通契約		訪問集金	905円	5,190円
	訪問集金	905円	5,190円	10,130円		衛星 カラー契約	口座振替 継続振込	855円	4,890円
衛星 カラー契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円	衛星 カラー契約		訪問集金	2,340円	13,390円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円		衛星 普通契約	訪問集金	1,850円	10,630円
衛星 普通契約	口座振替等	1,800円	10,330円	20,160円	衛星 普通契約		口座振替 継続振込	1,800円	10,330円
	訪問集金	1,850円	10,630円	20,740円		特別契約	訪問集金	1,055円	6,030円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円	特別契約		口座振替 継続振込	1,005円	5,730円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円					



変更後	現行規定
<p><u>この表において「口座振替等」とは、第3項第1号から第3号までに定める口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいう。</u></p> <p>2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。</p> <p>3 第1項の規定において、<u>「口座振替等」とは、口座振替、継続振込またはクレジットカード継続払をいい、「口座振替」、「継続振込」、「クレジットカード継続払」および「訪問集金」とは、次の各号に定めるところによる。</u> （以下この規約の各条項において同じとする。）</p> <p>(1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。</p> <p>(2) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局等においてNHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。</p> <p>(3) <u>クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。</u></p> <p>(4) 訪問集金 NHKの集金取扱者への支払いなど<u>口座振替等</u>以外の方法による支払いをいう。</p> <p>4 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>(1) 衛星カラー契約 (2) 衛星普通契約 (3) カラー契約</p>	<p>2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表に掲げる額とする。</p> <p>3 第1項の規定において「<u>訪問集金</u>」、「<u>口座振替</u>」および「<u>継続振込</u>」とは、次の各号に定めるところによる。（以下この規約の各条項において同じとする。）</p> <p>(1) 訪問集金 NHKの集金取扱者への支払いなど<u>次の2号に定める口座振替および継続振込</u>以外の方法による支払いをいう。</p> <p>(2) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。</p> <p>(3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局等においてNHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。</p> <p>4 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>(1) 衛星カラー契約 (2) 衛星普通契約 (3) カラー契約</p>

変更後	現行規定																								
<p>(4) 特別契約 (多数契約一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の2 衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、口座振替等による放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星カラー契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 858 1102 1198"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約種別ごとの契約件数</th> <th colspan="2">契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額</th> </tr> <tr> <th>衛星カラー契約</th> <th>衛星普通契約 特別契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件未満</td> <td>200円</td> <td rowspan="3">90円</td> </tr> <tr> <td>50件以上100未満</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>100件以上</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例または第5条の4に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用することはしない。</p>	契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額		衛星カラー契約	衛星普通契約 特別契約	50件未満	200円	90円	50件以上100未満	230円	100件以上	300円	<p>(4) 特別契約 (多数契約一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の2 衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、口座振替または継続振込による放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星カラー契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 858 2029 1198"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約種別ごとの契約件数</th> <th colspan="2">契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額</th> </tr> <tr> <th>衛星カラー契約</th> <th>衛星普通契約 特別契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50件未満</td> <td>200円</td> <td rowspan="3">90円</td> </tr> <tr> <td>50件以上100未満</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>100件以上</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはしない。</p>	契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額		衛星カラー契約	衛星普通契約 特別契約	50件未満	200円	90円	50件以上100未満	230円	100件以上	300円
契約種別ごとの契約件数		契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額																							
	衛星カラー契約	衛星普通契約 特別契約																							
50件未満	200円	90円																							
50件以上100未満	230円																								
100件以上	300円																								
契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額																								
	衛星カラー契約	衛星普通契約 特別契約																							
50件未満	200円	90円																							
50件以上100未満	230円																								
100件以上	300円																								

変更後	現行規定
<p>(団体一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約を締結している放送受信契約者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、訪問集金による放送受信料額から、1件あたり月額250円を減じて支払うものとする。</p> <p><u>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、訪問集金による放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、250円に次条第1項の表または別表2に定める額を加算したものとする。</u></p> <p><u>(同一生計支払に関する特例(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕))</u></p> <p>第5条の4 別に定める要件を備えた学生または単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約を締結した者(以下この項において「対象契約者」という。)が、口座振替等によりその放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、口座振替等により本条の特例を受けることなくその放送受信料を支払うものである限り、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、対象契約者がその通学または通勤のための住居に設置した受信機についての放送受信料を、口座振替等による放送受信料額から、その契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>	<p>(団体一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約を締結している放送受信契約者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、訪問集金による放送受信料額から、1件あたり月額250円を減じて支払うものとする。</p>

変更後	現行規定												
<table border="1" data-bbox="286 308 873 603"> <thead> <tr> <th></th> <th>減ずる月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラー契約</td> <td>445円</td> </tr> <tr> <td>普通契約</td> <td>285円</td> </tr> <tr> <td>衛星カラー契約</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>衛星普通契約</td> <td>595円</td> </tr> <tr> <td>特別契約</td> <td>335円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="190 662 1108 837">2 <u>特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額から、前項の規定に基づきその契約種別に応じ</u> <u>て減ずる月額</u>は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表2に掲げる額とする。</p> <p data-bbox="190 853 504 885">(放送受信料の支払方法)</p> <p data-bbox="190 901 1108 981">第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。</p> <p data-bbox="212 997 571 1268">第1期 (4月および5月) 第2期 (6月および7月) 第3期 (8月および9月) 第4期 (10月および11月) 第5期 (12月および1月) 第6期 (2月および3月)</p> <p data-bbox="190 1284 1108 1460">2 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。</p>		減ずる月額	カラー契約	445円	普通契約	285円	衛星カラー契約	760円	衛星普通契約	595円	特別契約	335円	<p data-bbox="1131 853 1444 885">(放送受信料の支払方法)</p> <p data-bbox="1131 901 2049 981">第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。</p> <p data-bbox="1153 997 1512 1268">第1期 (4月および5月) 第2期 (6月および7月) 第3期 (8月および9月) 第4期 (10月および11月) 第5期 (12月および1月) 第6期 (2月および3月)</p> <p data-bbox="1131 1284 2049 1460">2 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。</p>
	減ずる月額												
カラー契約	445円												
普通契約	285円												
衛星カラー契約	760円												
衛星普通契約	595円												
特別契約	335円												

変更後	現行規定
<p>3 放送受信料は、<u>口座振替等により支払うほか、放送受信契約者の住所または放送受信契約者があらかじめ放送局に申し出た場所でNHKの集金取扱者に支払うことができる。</u>ただし、訪問集金の場合において、NHKのつごうにより振替払込による支払い(以下「一時振込」という。)またはクレジットカードによる支払い(「クレジットカード一時払」という。)を求めたときは、これにより支払うことができるものとし、この場合、一時振込の振替手数料は、NHKが負担する。</p> <p>4 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。</p> <p>5 口座振替による支払いは、<u>前項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p> <p>6 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)または継続振込の支払期日までに払込みが行なわれなかつたときは、<u>放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。</u></p> <p>7 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、<u>放送受信契約者は、当該請求期間分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。</u>当該請求期間後の放送受信料については、口座振替による支払いを継続するが、別に定める場合は、その期間についても、<u>訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなければならない。</u></p>	<p>3 放送受信料は、<u>放送受信契約者の住所または放送受信契約者があらかじめ放送局に申し出た場所でNHKの集金取扱者に支払うほか、口座振替または継続振込により支払うことができる。</u>ただし、訪問集金の場合において、NHKのつごうにより振替払込による支払い(「一時振込」という。以下同じ。)またはクレジットカードによる支払い(「クレジットカード一時払い」という。)を求めたときは、これにより支払うことができるものとし、この場合、一時振込の振替手数料は、NHKが負担する。</p> <p>4 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。</p> <p>5 口座振替による支払いは、<u>第4項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p> <p>6 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)または継続振込の支払期日までに払込みが行なわれなかつたときは、<u>放送受信契約者は、当該請求期間以降分の放送受信料を訪問集金により支払わなければならない。</u></p> <p>7 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、<u>放送受信契約者は、当該請求期間分の放送受信料を訪問集金により支払わなければならない。</u>当該請求期間後の放送受信料については、<u>口座振替による支払いを継続するが、別に定める場合は、その期間の放送受信料についても、訪問集金により支払わなければならない。</u></p>

変更後	現行規定
<p>8 <u>放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局等において払込む方法に代えて、クレジットカードにより支払うことができる。</u></p> <p>9 <u>放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。</u></p> <p>10 <u>クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。</u></p> <p>11 <u>NHKがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間以降分について、訪問集金による放送受信料額を訪問集金により支払わなくてはならない。</u></p> <p>付 則 （施行期日） この規約は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第2項、第5条の3第2項および第5条の4については、平成18年12月1日から、第6条第8項については、平成18年6月1日から施行する。</p>	<p>付 則 （施行期日） この規約は、平成17年4月1日から施行する。</p>

変更後					現行規定				
別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額(第5条第2項関係)					別表 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額(第5条第2項関係)				
種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額	種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	口座振替等	1,190円	6,810円	13,280円	カラー契約	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円		口座振替 継続振込	1,190円	6,810円	13,280円
普通契約	口座振替等	700円	4,050円	7,920円	普通契約	訪問集金	750円	4,350円	8,500円
	訪問集金	750円	4,350円	8,500円		口座振替 継続振込	700円	4,050円	7,920円
衛星 カラー契約	口座振替等	2,135円	12,250円	23,890円	衛星 カラー契約	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円
	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円		口座振替 継続振込	2,135円	12,250円	23,890円
衛星 普通契約	口座振替等	1,645円	9,490円	18,530円	衛星 普通契約	訪問集金	1,695円	9,790円	19,110円
	訪問集金	1,695円	9,790円	19,110円		口座振替 継続振込	1,645円	9,490円	18,530円
別表2 沖縄県の区域内に居住する者の同一生計支払に関する特例における契約種別に応じて減ずる月額(第5条の4第2項関係)									
	減ずる月額								
カラー契約	395円								
普通契約	235円								
衛星カラー契約	705円								
衛星普通契約	545円								

平成18年3月15日

日本放送協会に対する平成18年度国際放送実施命令について  
(平成17年3月15日 諮問第10号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、恩田係長)

電話：03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(大角課長補佐、川崎主査)

電話：03 - 5253 - 5798

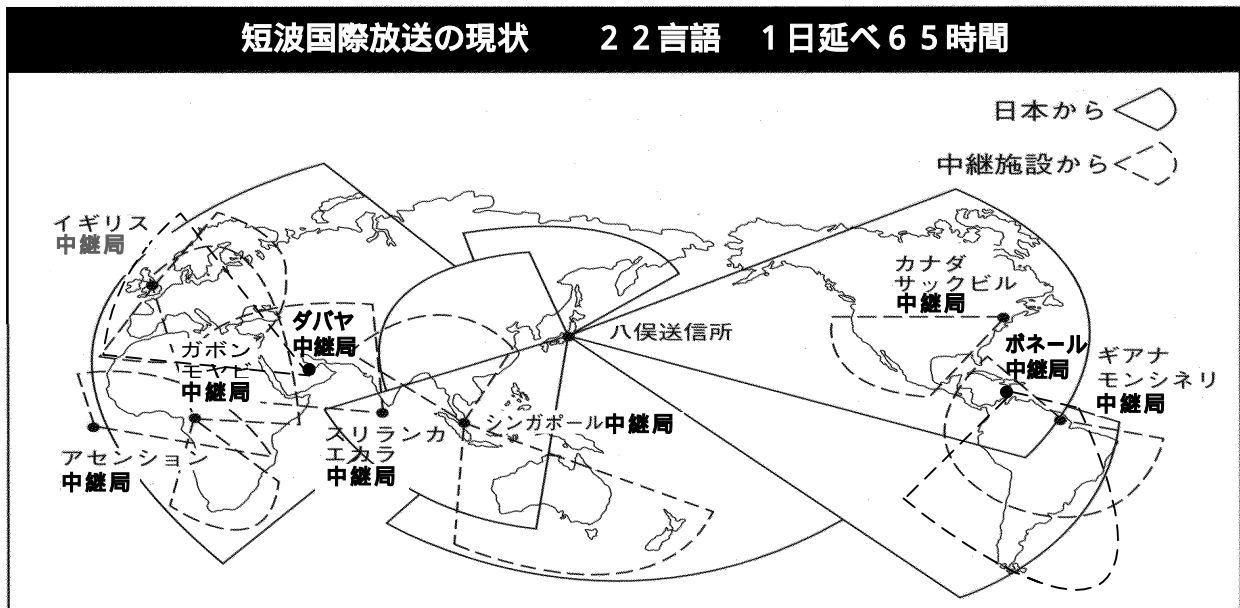


## 日本放送協会に対する平成18年度国際放送実施命令について

### 1 短波国際放送の現状

NHKは、現在、以下のとおり実施。

- (1) 放送時間 1日延べ65時間(うち、命令放送29.5時間)
- (2) 放送区域 一般向け放送：全区域  
地域向け放送：17地域(欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)
- (3) 使用言語 22言語(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、マレー語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語、ドイツ語、スウェーデン語、イタリア語)
- (4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所) 海外中継局9か所
- (5) 実施根拠 放送法第9条第1項第4号に基づき実施する国際放送、及び放送法第33条第1項に基づく総務大臣の命令を受けて実施する国際放送を一体として実施。



## 2 平成18年度国際放送実施命令

放送法第33条第1項の規定に基づき、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を、下記3のとおり指定し、放送番組の編集及び放送は、放送法第44条第4項(国際放送の番組編集準則)及びこの命令において指定する事項に基づき、放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定により協会が自己の業務として行う国際放送と一体として行うよう、国際放送の実施を命令することとする。

## 3 指定事項

### (1) 放送事項

放送事項は、次の事項に関する報道及び解説とする。

時事

国の重要な政策

国際問題に関する政府の見解

### (2) 放送区域等

欧州等17地域向けの放送と全世界向けの一般放送を実施。放送時間は、各放送区域における受信者数等を考慮するとともに、当該区域に適した言語を使用。

### (3) 実施費用

放送法第35条第1項の規定により国の負担する費用2,256,137千円の範囲で行うこと。

### (4) 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

(参 考)

聴取者からの反響（聴取者から寄せられる手紙やEメールの状況）

- 1 報道番組については、公平性・客観性の点で評価を得ている。特に、平成17年度には国内外で大きな災害や事件が多発した中で、小型軽量の短波ラジオで日本と同時に必要な情報が得られる安心感についての評価が高い。
- 2 以下のような番組を評価する声が多かった。
  - ・「中国の反日デモ」「衆議院選挙」「ロンドン同時多発テロ」など時事に関する報道、解説番組
  - ・「TOKYO発 きょうの日本」等、日本の社会状況や、文化・社会・風習を紹介する番組
  - ・「ラジオジャパンフォーカス」など世界やアジアに関する報道番組
  - ・NHK国際放送70周年記念番組「日本を伝えて70年」、「国際放送“新時代”～変革期の世界で放送はどこへ向かうのか～」等

3 聴取者からの受信確認及び反響の数

平成16年度

(単位：件)

地域	外国人	邦人	計
アジア	14,829	80	14,909
中東	160	0	160
欧州	2,879	34	2,913
アフリカ	2,795	2	2,797
北米	341	40	381
中南米	1,512	71	1,583
太平洋	117	14	131
船舶	0	0	0
国内	42	217	259
不明	12	0	12
小計	22,687	458	23,145
Eメール		12,683	
合計		35,828	

4 平成17年度の聴取者の声

<日本人からの反響>

- ・日本のテレビの視聴も、新聞の入手も困難なので、ラジオ日本を聞くことが、日本国内の動きをキャッチする最善の方法。その意味でも、ニュース番組の一層の充実をお願いしたい。(日本語 ロシア)
- ・「TOKYO発 きょうの日本」は、先月末に起きたスマトラ沖地震の被災地、インドネシ

アのメダンからの電話レポートだった。キャスターの問いかけも的確でリスナーの知りたい事柄をうまく引き出し、ニュースでは伝えられない部分を詳細、かつ簡素に伝えてくれた。 (日本語 アメリカ)

- ・「ハリケーン『カトリーナ』関連ニュース」が報じた内容、情報量は適切で、被害の状況や規模を詳しく伝えていました。このような重大ニュースを母国語で聞けるのはありがたい。 (日本語 アメリカ)
- ・仕事で海外に行く際は必ず短波ラジオを持っていく。近年、多くの放送局がインターネット配信にシフトする傾向にある。短期旅行者は必ずしもインターネットに接続できる環境にない。 (日本語 日本)

#### <外国人からの反響>

- ・毎週土曜日の「日本からみた中国」は、現在の中国関係を理解する上で大いに役立っている。ラジオ日本の客観的で公正な報道内容は、国内メディアからは得にくいので貴重。 (中国語 中国)
- ・「ウォームビズ始まる」では、暖房の利用を抑えることが、二酸化炭素の排出量を減らし、省エネ、温暖化防止につながることも伝えていた。日本政府の環境保護に対する取り組みを知ることができた。 (インドネシア語 インドネシア)
- ・「ラジオジャパンフォーカス」の衆議院選挙を取り上げた番組を、非常に興味深く聴取した。当地では、日本の政治情勢についてはほとんど報道されないので、ラジオ日本からの情報は大変貴重。 (イタリア語 イタリア)
- ・「ラジオジャパンフォーカス」で、ロンドン同時多発テロ事件を取り上げ、その状況をわかりやすく伝えていました。11日の「コメンタリー」では、事件を検証するとともに、今後の日本の役割を解説していました。迅速で的確な対応だったと思います。 (スウェーデン語 スウェーデン)
- ・「ラジオジャパンフォーカス」の「核の拡散は防げるのか～NPT決裂・攻防の1か月」は、NPT再検討会議が不成功に終わったことを受け、今後の課題や見通しを解説してくれた。唯一の被爆国で非核三原則を掲げる日本が、核を持たない国のよきモデルとなり、次に前進するための旗振り役を担えるのではないかという考えには賛成であり期待したい。 (ウルドゥ語 インド)
- ・「ラジオジャパンフォーカス」の緊迫する日中関係は、中国における反日デモについて深く掘り下げ、バランスの取れた公正な分析がされていた。中国では、メディアが権力の支配下に置かれ、報道管制が敷かれていることがうかがえる。歴史的、地理的、そして経済的にも深いつながりのあるアジアの2大国が、早くこの緊張した事態を解決して友好関係を取り戻してほしいと願っている。 (フランス語 ギニア)
- ・「国際放送“新時代”～変革期の世界で放送はどこへ向かうのか～」は、国際放送の新しい顔を映し出す聴きごたえのある内容でした。中東、欧米、アジア、アフリカと各地域の特徴、独自の姿勢、世界の状況などを具体的に伝えてくれた。世界の情報戦争を多角的に見ることができ、国際放送の役割の大きさを痛感した。 (中国語 中国)

# 放送法（抜粋）

## （目的）

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

## （業務）

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二・三（略）

四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。

2～9（略）

## （国際放送等の実施の命令等）

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

2～3（略）

## （国際放送等の費用負担）

第三十五条 前二条の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

2 前二条の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

## （放送番組の編集等）

第四十四条

1～3（略）

4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。